

第四十六回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第五十三号

昭和三十一年六月五日(金曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 森田重次郎君

理事 田川 誠一君 理事 渡海 元三郎君

理事 中島 茂喜君 理事 永田 亮一君

理事 藤田 義光君 理事 川村 継義君

理事 佐野 憲治君 理事 安井 吉典君

大石 八治君 大西 正男君

亀岡 高夫君 龜山 孝一君

久保田 門次君 武市 恭信君

登坂 重次郎君 三池 信君

森下 元晴君 山崎 巖君

和爾 俊三郎君 秋山 徳雄君

千葉 七郎君 細谷 治嘉君

栗山 礼行君 門司 亮君

出席國務大臣 赤澤 正道君

自治 大臣 出席政府委員

大藏事務官 平井 勉郎君

主計局給与課長 自治政務次官 金子 岩三君

自治事務官 佐久間 彌君

委員外の出席者

大藏事務官 竹内 道雄君

(理財局地方資金課長) 自治事務官 胡子 英幸君

(行政局給与課長) 専門員 越村安太郎君

本日の会議に付した案件

地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一四二号)

(参議院送付)

○森田委員長 これより会議を開きます。

地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。質疑の通告がありますので、順次これを許します。佐野憲治君。

○佐野委員 まず最初に、この法案の立法過程におきまして社会保障制度審議会に意見を求められ、その答申を得ておられるわけでありますが、その答申の内容を見てまいりますと、第一項といたしまして、地方団体関係団体職員共済組合の新設に対しては、従来し

ばしは表明した共済年金一元化の立場に立つて賛成することができ得ない。第二項として、もし地方団体関係団体職員に地方公務員に準じて新しい共済年金制度を設けるとするならば、既存

の地方公務員共済組合の中に加入させる措置を講ずべきではないか。第三点としては、年金一元化に妨げとならない条件があるとするならば設置しても

よろしい、その場合におきましては関係団体の範囲、通算等については慎重に検討すること、このような答申であつたと思つておりますが、この答申

に対しまして、政府としてはどのように対処されたか、この点をまずお聞きいたしておきたいと思つております。

○佐久間政府委員 社会保障制度審議会の答申は、ただいま御指摘になりました内容のものでございます。

第一の点は、年金一元化の方向に反するものであつて賛成しがたい、こういう点でございますが、ここで年金一元化の方向と社会保障制度審議会が申

しておりますのは、共済関係だけでございまして、民間に従事する人々に對します年金制度全部を含めまして、一元化の方向で検討すべきだ、こうい

うのが審議会の従来からとつてこれらのお立場でございます。そこで私どもといたしまして、将来公務員に對する共済制度、民間労働者に対する厚生年金制度等、すべて総合的に年金が

一元化されることになりましますならば、そのときにおきましてはこの地方団体関係団体職員共済組合も、むしろその

方向で措置がなされることに異存はないといふことを審議会におきましてもお答えをいたしまして、その趣旨を御了承いただいたわけでございます。

次に第二の点でございますが、現在の地方公務員共済組合に加入させる措置をとるべきである、こういう点でござい

ますが、この点につきましては審議会におきましていろいろ質疑応答があつたのでございしますが、当初私も

といたしましては、地方団体関係団体職員共済組合は、これは地方公務員でないわけでございますので、地方公

務員共済組合とは法律も別個にいたしまして独立した制度というふうな考

えておつたのでございしますが、審議会の

この一環をなすものとしてこの制度を挿入することにしたわけでございます。

それから、第三の点でございますが、関係団体の範囲、地方公務員との通算措置についての問題でございま

す。関係団体の範囲につきましては、御提案申し上げておりますような関係

団体をその対象としたわけでございますが、なお今後いろいろ同様な条件

が出てまいりましたならば、そのときにはそれも新たに加えるということに

ついては十分検討してまいりたいといふことを、審議会におきましてもお答

え申し上げておつたわけでございます。それから、地方公務員との通算措

置につきましては、これも審議会の中で御質疑がございましたが、これは地

方公務員と地方団体関係団体職員との通算だけではございまして、広く一

般に公務員と公務員でない職員との間の通算措置の問題になりまして、一

例をあげますれば、公立学校職員と私立学校職員との間の通算も認めるかど

うかという問題になりまして、現在ござい

ます共済組合の体系の上から申しま

して、これは基本に触れる問題でござ

いますので、今回の地方公務員と地方

団体関係団体職員との通算措置という

問題ということではなくて、全部の共

済制度における問題といたしまして、今

後これはなお慎重に私どもも検討をし

てまいりたい、かような考え方をいた

しておるわけでございます。

○佐野委員 社会保障制度審議会が従

来しはば表明しておるそれらを讀ん

でみましても、非常に強く年金一元化

の方向を打ち出しておられるわけ

です。局長の御指摘になるように、民間を含

める総合年金制の確立というのは非常

に困難な条件がたくさんあるわけ

ですが、しかしながら、その一歩前と

して、国家公務員なり地方公務員共

済、これらを含めた共済一元化の方向

に對して、政府としては一体どうい

う努力を現在続けておられるか。民間

を含める一元化は困難だとしても、い

わゆる共済グループと申しますか、こ

ういう官公団体間における一元化の方向

に對して、現在どういふ審議の過程に

あるか、この点もひとつこの機会にお

伺いしておきたいと思つております。

○佐久間政府委員 政府におきまして

も、この年金一元化の方向につきまして

は賛成をいたしておるわけでございます

です。そこで、社会保障制度審議会に御

審議をいただいたいて、その答申を待つて

善処するといふ態度でおるわけござ

います。ただ、社会保障制度審議会

で御検討なさつておられます年金一元

化にいたしまして、ただいま先生の御

指摘になりましたように、なかなか問

題がむずかしいので、審議会といたし

ても、結論が出るのはなお相当先

のことだらうと思つてござい

ます。そこで、私どもといたしましては、御

指摘のございましたような共済制度

の中におきましても、漸次そういう方向

で問題を考へていくべきではないかと

いうことは、私ももうそういう考え方をとってまいったわけでございまして、一昨年地方公務員共済組合法を御審議いただきまして成立をさしていただきましたが、この地方公務員共済組合も、従来地方公務員に対する年金制度がきわめて多種多様な制度に分かれておりまして、統一性を欠いておったのでございまして、これを統一いたしました現行制度のようなものにしたわけでございます。しかも、その内容は国家公務員の共済組合と同様なことにいたしました、相互に通算もできるといふ形にいたしましたわけでございまして、基本的には社会保険制度審議会の答申を待ちながら、個々の問題につきましては、可能な限りにおきましてそういう方向で努力はいたしておるといふのが現状でございます。

○佐野委員 将来の一元化を妨げない条件としての保障は、この新しい条文の中にどういふ点に配慮されておるか、そういう点をひとつ御説明いただきたいと思ひます。

○佐久間政府委員 今回の地方団体関係団体職員共済組合の新設につきましては、先刻も申しましたように、当初は地方公務員共済組合法と法律も全然別個なものにしていくという案で検討をいたしておったわけでございまして、法律の形式の上におきまして、この地方公務員共済組合法の中の一章として規定をするということにいたしましたわけでございまして、内容におきましては、可能な限りにおきまして、地方公務員共済組合の給付の内容、運営の方式等にできるだけ近づける、また同様に振って差しつかえないものは同様にするという方針で立案を

いたしましたわけでございます。したがうして、特に給付の内容につきまして、ほとんど地方公務員共済組合と同一のものにいたしておるわけでございまして。またこの組合の運営の方式につきましても、地方公務員共済組合に大体準じた方式を採用をいたしておるわけでございまして。

○佐野委員 全文を通読しただけの感じなんですけれども、時には私学共済を新しいモデルとして、これに準じていろいろな条文の整理をやっておられる。ある場合には、国家公務員共済組合法なり地方公務員共済組合法に準じて、その中に貫いておる法体系をくずしたくないといつておられる。時と場合によつていろいろ一貫しない立場がとられておる。こういうことで、将来年金一元化の方向をはたして目ざしておられるのかどうかという不安も感ずるわけでございまして、お聞きしたいと思ひます。

まず、関係団体の範囲ですが、これは百七十四条に六つの団体の範囲が規定されておるわけですが、答申にもあるように、慎重に検討し、こういう意味から考えてまいりますと、大体六号の中に団体は包含されておるようにも思ひますけれども、具体的に非常に複雑な地方団体関係の団体、こういう意味から考えてまいりますと、たとえば国民健康保険中央会というふうなものもやはり問題となつてくるだらうし、いろいろ想定されるこれからの団体というものを考えてまいりましたときに、第百七十四条の中に特定をする、こういう考え方を貫いておられるわけですが、しかしながら、具体的にいろ

いろな団体がこの組合の適用団体として適格であるという、こういうことも考えられるわけ、そういう意味から第百七十四条の六号の次に、やはり法律でこういう形に明確に規定するのでなく、政令その他において団体を指定することができ、こういうことを法文の中に明らかにすることが、団体の範囲を慎重に検討するといふこの趣旨に合うことになるのではないかと考えるのですが、法律をもつてこういうぐあいにはきつと団体の範囲を特定した理由は一体どこにあるのか、この点をお聞かせ願ひたいと思ふのです。

○佐久間政府委員 地方団体関係団体といたしましてどういふものを取り上げるかという問題でございまして、ここに取上げましたものは、先般こちらのほうから御答弁申し上げたかと思ひますが、その設立に關しまして法律上の規制がなされておりますもの、この団体の掌理いたします事務が地方公共団体の補完的な役割りをいたしておる、あるいは地方公共団体の行なう仕事の代行的な性質を持つておるといふようなものであります。第三番目には、その運営に要します経費を主として地方公共団体の負担に待つておる、第四番目には、その職員の職務内容が地方公務員の職務内容に準じて考えられるもの、また現にそういう取り扱ひのなされておるものといふようなことを私どもといたしましては選定の基準といたしたわけでござい

ます。しかしながら、そういう趣旨のことをそれでは抽象的に法律に書きまして、具体的にその団体の名称を掲げることではないという方法をとつたらどうかというのがお尋ねの趣旨かと思

いますが、そういったしますと、いま申し上げましたようなことも、これを法文で正確に書くといふことになりましていろいろ疑義も生じますし、むしろこの団体職員の共済組合は、この制度がございせんければ厚生年金の対象になるものでございまして、その中から特別にこういう制度を設けるわけでございますから、その範囲につきましては、解釈上疑義の起こりませんように、法律でもつて明確にしておくといふことが運営上も適切である、かような判断をいたしましてここに列挙をいたすことにいたしました次第でございます。

○佐野委員 列挙されておるその適用団体の範囲の基準、その点は了承するのだけれども、しかし具体的にいろいろの団体の中でそういう基準に適合するといふ団体が生まれてくる、そういうことも考えられるわけですが、先ほど例にあげましたように、国民健康保険連合会は適用団体になつておる。しかし中央会はなつていない。知事会はなつておる。こういう点が職務内容その他から考えても非常に疑問もあつておるし、やはり適用するべきじゃないか、こういう問題も出てくるだらうと思ふのです。そういう場合に一々法律をもつて団体名を追加していく、国会の立法措置を待つていくのではなくて、やはり具体的にそういう基準に合致する団体を適用団体として認定していく、こういうことが法律上にもうたわ

れておるほうが妥当ではないか。これでは弾力性のない、一々国会の審議にゆだねなくてはならない、こういうこととなつておるの、しかも答申の場合におきまして、範囲に關しま

しては慎重に取り扱い検討しろという意味から考えてもどうだらうか、こういう点をお伺ひいたしておるわけなんです。

○佐久間政府委員 ただいまお話のございました国保の中央会でございますが、これは立案の過程におきましてもそのような話を聞いたことがございまして。私も検討いたしましたわけでございまして、現在国保の連合会はこれは法律に規定された団体でございますが、中央会につきましては法律に規定がないわけでございまして。そこで私も、今回のこの団体を選定いたします一つの基準といたしまして、先ほど申し上げましたように、やはり法律に根拠のある、法律にその団体の設立について何らかの規制が加えられておるといふものに限定をすることにいたしましたわけでございまして。その趣旨といたしまして、これは、この制度がございせんければ一般の厚生年金の対象になるものを、わざわざこういう特別な制度をつくりまして特別な扱いをしますわけでございますから、その取り上げ方につきましてははあまり慎重をまじへることとはよろしくない、法律できちつとした規制のある団体に限つていくということがよいのではないかと。そうではなくていろいろの任意団体といふものが出てまいりますと、どこまで拾ひ上げたらいいかというところがなかなかけじめがつかぬことになるわけでござい

ます。そのような趣旨からいたしまして、中央会の場合におきましても、実態からいたしますと私どももここに取上げ上げてしかるべきものかと思ひますけれども、ただいま申しました法律上の規制がございせんので、これを取

り上げないことにいたしましたわけでございます。そのほかのものも、政令等にゆだねることなく法律にきちんと書くことにいたしましたのも、先ほど申しましたように、この制度が一般の制度に対する特例的な制度でございますので、その範囲につきましては、政府の懸念によりまして入れる、入れないをきめますよりも、むしろ国会の御審議をいただきますして慎重に決定をするというこのほうがよろしいんじゃないか、また社会保障制度審議会の慎重に取り扱えという御趣旨にも合うのではないだろうか、かような考え方をいたしましたわけでございます。

○佐野委員 国会の審議にゆだねるといふ非常に立法権を尊重したたてまえを説明されるわけですが、でも、しかしながら他の立法例から見てもいいりまして、やはりいろいろな具体的な団体を明示すると同時に、その他これに該当するものは別の政令に定める云々というふうなのが通常になっておるのではないかと。こういうぐあいにびっしり定めてしまわなくちゃならない、しかも皆さんにおいて先ほど述べられておるように団体の範囲の基準というものを明確にしておられる、しかしその明瞭にしておられる基準に該当する団体がやはり出てくるのではないかと、こういう点、あるいは同じく任意団体がたくさんあると言われますけれども、知事会なり町村長会、議長会なんというものは届け出団体で、法人格を持つてゐる団体ではないだろうと思ひます。ですから、具体的にこの法を適用していく場合におきまして、やはり適用団体というものの対する解釈なり、あるいは団体として其の加入申し出

なり、いろいろな問題が出てくるのではないかと。そのことに国会に提案をして審議の上できめていくのだということとは、決して民主的な方法じゃないんじゃないかと、こういうこと、しかもこれが国から補助が出るあるいは何だという私学共済その他と違う共済制度をとつておるわけですから、そういう点を十分今後検討していただきたいと思ひます。次に移りたいと思ひますが、通算の問題についてであります。先ほどの説明によりまして、私学共済をモデルとしておる、私学共済においては公立、私立、そういうものの通算が認められていないのだと言われますけれども、しかしながら、国家公務員共済と地方公務員共済の間には、通算が法律上認められておるといふ意味から考えてまいりますと、特に地方公務員と地方団体関係者の間に非常に密接な関連性を持つておる、かように考えますし、実態はまたそうだろうと思ひます。地方団体関係の方が地方公務員となられる、この場合は少ないけれどもありますし、逆に地方公務員からその団体に含まれる、こういう方も非常に多いだろうと思ひます。その場合におきましてここで遮断をしてしまつておる。しかも答申によりまして、できるならば地方公務員共済組合の中に包含さるべきものではないかという疑問点も投げかけておられるわけだし、そういう点は一休どうして遮断をされたのか、その点を御説明願ひたいと思ひます。

○佐久間政府委員 これは先ほどは公立学校と私立学校を例にあげましたが、さらに国家公務員と公共企業体職員との間におきましても同様に通算を

認めていないのでございます。これは多分に沿革的な理由もあらうかと思ひますが、もとと公務員に対する恩給制度のもとで、公務員についてこういう特別な年金制度が出てまいつた沿革があるわけでございますが、それが漸次農業団体職員、あるいは私立学校職員、あるいは今回御提案申し上げておるような地方関係団体の職員というところにだんだんとこの制度が拡充されてまいつておるわけでございます。そこで私どもといたしましてはできますことならば、特に自治省といたしましてはできますことならば、先生も御指摘になりましたような実情でございますから、地方公務員共済組合と地方団体関係団体共済組合の間におきましては通算が認められることが望ましいと思ひまして、いろいろ検討もいたしたわけでございますが、現在共済組合全体の体系におきまして、公務員とその他のものの間の通算は認めていないという原則を貫いておりますので、この場合におきましてもその原則に従つてとにせざるを得なかつたわけでございます。しかし今後将来の研究課題といひましては、御指摘のようなことも十分にひとつ検討してまいりたいと思ひるのでございます。

○佐野委員 そうしたたてまえが貫かれておるといふことを主張されるわけですが、でも、現実的に人事交流というものが続けられておる。しかも組合の資格百九十五条においては強制加入制をとつておるといふ観点から考えても、これは将来検討していただきたいと思ひますし、ぜひとも、人事交流が行なわれておる、現実的に矛盾、不合理が出てまいつておるわけですから、

そういうものは取り除いていくことが将来における年金一元化への前向きな過程をたどる、こういうことにもなるのじゃないかという意味において、将来十分御検討願ひたいと思ひます。同時に参議院の附帯決議の第一の(四)ですが、ここに従来における共済条例関係のことに對する附帯決議が出ておるわけですが、第一の(四)、(五)の二点に對して、一体この附帯決議に對しまして、これらの事項に對する通算、あるいは権利確保、期待権と申しますか、こういうものに対してどういふ措置をとらうという考え、あるいは運営上においてこれを解決していく考えか、あるいはまた将来新しい立法的措置によつてこうした問題を解決していく考えを持つておられるか、その点をこの機会にお伺ひしたいと思ひます。

○佐久間政府委員 この点につきましては参議院の御審議におきましていろいろ御検討をいただいたわけでございますが、私どももこの附帯決議の御趣旨につきましては、十分誠意を持つて検討してまいりたいと考えておるわけでございます。ここで指摘をされております職員につきましては、実は一部実情の報告を徴してみたのでございすが、いろいろなケースがございしますのでございします。そこで、それぞれのケースにつきまして、さらによくつまびらかにいたしまして、運用上解決のつきますものは運用で解決をする。検討いたしました結果、どうしても立法措置によらなければ解決できないというところになりました場合には、あらためて国会の御審議をお願いするということに考えます。そういうことで今後

よく検討してまいりたいと思つておるわけでございます。

○佐野委員 参議院におきましても、いろいろな角度から質疑がかわされておりますので、この問題は慎重に御検討していただきたいと思ひるのであります。

次は給付の内容についてなのであります。私学共済の場合を見ましても、あるいはまた地方公務員共済の場合を見ましても、長期給付と短期給付、二つを持つておるわけですが、この場合に長期給付のみにとどめて短期給付を除外している根拠はどこにあるものか。もちろん団体の下部組織が全国に所在をしておる、あるいはまた勤務先が散在をしておる、こういうことも一応は理解されますし、非常にこまかい給付件数にのぼることも事務的には繁雑であることも考えられるわけですが、でも、しかしこれら地方関係団体職員はわずかに五千あまりになつておる、こういうこともあるでしょうけれども、しかしながら長期給付だけで短期給付を除外しておるその理由は一体どこにあるかといふことを、まず明確な理由を示していただきたいのと、これにかゝる給付を一体どのような措置によつて行なつていかれようとしておるのか、この点もひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○佐久間政府委員 この点につきましては、ただいま先生の御指摘になりましたように、事務的に考えてみますと、今回の団体が、その下部組織が全国にわたつて散在をしております。組合員の勤務先も全国的に散在をいたしておりますので、療養給付等給付件数の多い短期給付を行ないましたために

相当の支部を設けるといふような必要がございまして、組合員数がわずかに五千人程度のものでございまして、そのようなことは経営上も不可能であるといふことが主たる理由でございまして、それからまた短期給付をいたすにつきましても、同一の勤務先における組合員数がきわめて少数でありますので、職域保険としての短期給付を行なうことが適当ではない、こういうような事情があるわけでございまして、ただこの立案の際におきましては、私どもとしては短期、長期両方とも行なうというたてまえで一応検討はいたしたわけでございまして、いまのような支障もございまして、それから現在これらの団体におきましては、短期給付は健康保険組合で行なっておるわけでございまして、それで格別支障もございせんし、各団体の希望をいたしまして、短期給付は将来の問題として、この際長期給付だけをとかく制度化してほしいという御要望が強くございまして、このようにすることにしたので、このようにすることにしたので、このようにすることにしたので、将来ともこの短期給付を分けておくのが必ずしもいいというわけでもございせんので、将来いまだような点の解決もでき、また関係団体の御要望もございまして、短期給付もあわせ行なうように検討いたしてまいりたいと思っております。

○佐野委員 財政上のいろいろな困難な問題も一つ大きな要件となつておるということから、やはり五千人程度でこの団体関係共済を維持していくことが非常に困難となることも将来出てくるんじゃないか。保険経理の面におきましていろいろ先ほど来資料をいただいておられますし、これらの点に対して他の委員からも質疑があると思ひますのでとどめまされども、こういう点にも思ひをはせまされども、やはり社会保険制度審議会が答申いたしておるよう、地方公務員共済組合の中に包含することが、こういう矛盾あるいは不安を解消する一つの道ではなかつたか、こういうことも考えられるわけですが、十分これらの運営上の点に対する御検討をいたしたいと思ひます。

次に、給付の制限、地方公務員共済法の百十一條の適用が規定されておりますが、このような組合員に対する給付の制限を適用されねばならないという理由は一体どこにあるのか、この点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○佐久間政府委員 この点につきましてはいろいろ御議論のあるところと存じます。私どもも立法論をいたしまして検討の余地がないわけではない、かように考えておりますが、現行法でこの規定を設けております趣旨をいたしましては、地方公務員共済組合が組合員の相互扶助的な制度ではございしますが、同時にこの制度が公務の能率的運営に資するということを目的としたものでございまして、そのために地方公共団体からも相当な負担をいたしておるわけでございまして、そのような点から考えてみますと、懲戒処分等に至りました場合に、懲戒という点もやむを得ないことかと思ひます。しかし、いずれにいたしましても、そのような給付の制限をあまりにもきびしくいたしますことは適当ではないと思ひます。この規定の運用につきましては、

できるだけ緩和をするように現在配慮をしておるつもりでございまして、

○佐野委員 恩給法のたてまえを受け継がれたという国家公務員共済組合は地方公務員共済、そういう中には規定されてまいつたのだらうと思ひます。しかしながら、地方団体共済組合の中にこういうものを適用すること、は、私相当問題点を含んでおるのじゃないかと思ひます。特に遺族年金に対してもやはりこの規定が適用されるといふことは、あまりにも過酷な条件ではないかと思ひます。厚生年金等にはこういう規定はないわけですが、ですから、十分これらの点に対して将来法を改正するなり、あるいはまた当面運用にあたりましては、過酷にわたらないように十分配慮していただきたい、かように要望しておきたいと思ひます。

次に、運営の問題についてでありまして、百八十九條ですか、事業計画及び予算の作成、第一項あるいは重要な事項、第二項、これに對しましては大臣の認可を必要としておるわけでありまして、しかしながら、地方公務員の共済組合の場合におきましては、主管大臣に報告をする、主管大臣は自治大臣に通知をする、こういう規定になつておると思うのですが、地方団体共済組合の場合に大臣の認可あるいは監督権を強化しなくてはならない理由は一休どこにあるのか、この点もお聞かせ願ひたいと思ひます。

○佐久間政府委員 この監督につきましては、このようにたてまえをとりまして、これは、私立学校職員共済組合あるいは農林漁業団体職員共済組合の例になつたわけでござい

います。實際的に申しましてこれらに對しましては、地方公共団体の団体につきましても、その運営が適切かつ円滑に行なわれますように、自治省といたしましても指導をしてまいらなければならない指導をしてまいらざるを得ないと思ひます。かような考え方をいたしておるわけでございまして、もちろんこのような規定があることをたてにとりまして、無用な干渉をするといふようなことは毛頭考慮しておりません。せつかくできました制度でございまして、これらの団体がよくこの制度の趣旨を理解をされまして、適切な運営がなされてまいりまして、適切な指導をしてまいり、かような心がまえでおるわけでございまして、

○佐野委員 運営審議会の中に組合員の意思、希望の反映ということが、地方公務員共済組合の場合に七條に規定されておるわけですが、今度の地方団体関係共済法の中にどのようになつてを反映させるのか、具体的な考え方を持っておられるのか、この点はどうですか。

○佐久間政府委員 この団体共済組合の運営審議会につきましては、百七十九條の第三項で「委員は、自治大臣が団体共済組合の組合員のうちから命ずる」といふことを明記をいたしまして、組合員以外の者が運営審議会の委員に任命されることは排除をいたしておるわけでございまして、したがいましめて、この運営審議会を通じて組合員の意思が十分反映できるものと考えておるわけでございまして、なお運営審議会の委員の任命にあたりましては、関係の団体のそれぞれの組合員数を勘案いたしまして、できるだけ公平かつ公正に組合員全体の意思が反映できま

すように、十分配慮をいたしてまいりたいと思ひます。

○佐野委員 いまこれらの質疑を通じて、やはり地方団体関係団体が持つておる、たとえば五千人足らずである、あるいはまた全国に下部組織が散在をしておる、勤務先も散在をしておる、こういうような形の中で一つの共済をやつていこうとするところに非常に無理と不安がある、そういう意味で大臣の監督権も強化しなければならぬとか、認可事項を非常にきびしく設けておる、こういうことにもなるのではないかという意味から、やはりできるだけこうした地方団体関係共済といふものは地方公務員共済の中に包含されるべきか、かような矛盾を解決する道ではないか、かようなも感ずるわけで、そういう角度からも将来御検討願ひたいと思ひます。

最後に、積み立て金の運用についてでありまして、この点につきましても百九十三條に規定されておるわけですが、その中でいふ問題になつておりますように、積み立て金、余剰金の運用について、地方公務員共済の場合は政令第十六條によつて金融機関が指定されておるわけですが、この中に労働金庫が除外になつておるという点は、今度の場合におきましても長期給付を目的とする地方団体関係共済でありますので、労働金庫が除外されるのではないかと、こういうことも考えられるわけですが、一休政府内部においてどのような解釈を持っておられるのか。

○佐久間政府委員 労働金庫の扱いにつきましては、地方公務員共済組合の場合と同様な考え方でまいりたいと思ひます。このところ思つておるわけでござい

労働金庫につきましては、現在地方公務員共済組合の場合におきましては、短期の資金の預け入れには利用いたしておりますが、長期の資金につきましては、省令におきましてこれを除外をいたしておるわけでございます。これは労働金庫が、本来会員の預金等の受け入れ及び会員に対する資金の貸し付けを行なうことによつて、労働組合等の健全な発達を促進するということを目的といたしておりますので、長期の資金を預金するという点につきましては、資金の性質上なお若干問題があるのじやなからうか。このようないことが地方公務員共済法を立案いたしました過程におきまして、政府部内においてあったわけでございます。この点につきましては、国家公務員共済組合等におきましては、なお御指摘の点につきましては、今後政府部内の統一的な扱いの問題として検討をしてみたいと思ひます。

○佐野委員 率直に言つて私もわからないのですけれども、いろいろな問題に直面いたします場合におきまして、常に労働金庫は一般金融機関と隔離した別のものだという解釈をもつて除外になっておるわけですか。その法案の場合におきましても、百九十三条で政令で定めるとなつてゐる。おそらくこれは除外になると思うが、そういうことがどうもはっきりしない。労働金庫に対する解釈なり労働金庫を除外する理由について、政府部内においていろいろ検討しておられると思うので、それらの点を率直にお聞かせをお願いしたいと思います。

○佐久間政府委員 これは金融機関の扱いの問題でございますので、大蔵省が主管省になるわけでございますが、従来から国家公務員共済組合におきましてもそのような扱い方がなされてきております。率直に申しまして、労働金庫は同じ金融機関でございますけれども、銀行等の金融機関と違ひまして、特殊な目的のもとに特殊な機能を営んでおるわけでございますから、その点でただいまのような取り扱い方が一般的な扱い方になつてきておるのかと思ひます。なお、この点につきましては、今後さらに検討をしてみたいと思ひます。

○佐野委員 労働金庫の内容あるいは運営に對して不安があるとするならば、そういう点をもつと具体的に改善する方途を積極的に取り上げられるべきだろと思う。その内容が一体どうなつておるのかも明らかにされずして、別の目的だとかあるいはまたいろいろなことと實際の問題を避けておられる。こういうことは、各委員会において、あるいは災害その他が起りました場合におきましても、いつも大蔵省の他との間に論議がかわされておることを非常に遺憾に思ふのですが、それは自治省だけの問題ではありません。しかしながら、地方団体関係の共済組合におきましては短期給付をやつていない、あるいは狭い意味における福祉事業を取り上げていない。こういうことから考へてまいりましても、広い意味におけるこれら地方団体関係職員の福祉向上のためにやはり何らかの措置をしていかなくちゃならぬではないか、そういうのが現実の事態だろうと思ひます。そういう意味におきま

て、積み立て金なり余裕金というものを、もつと広い意味における福祉事業の一環として、あるいは福祉向上の一環としてこれを活用する、こういう方向に自治省としても努力していただきたい。そうして、地方団体関係共済組合は、地方公務員共済組合よりも不利な条件のもとに現在あるのではないかと、こういう疑惑にたえることがやほり必要ではないか、かようにも考へるので、その点を要望しておきたいと思ひます。

理事会の申し合せによつて、本日で質疑を打ち切ることになつておるものであります。かつはまた細谷、川村、安井三委員からも具体的な問題について質疑があるようでありますので、私はこれで終わらしていただきます。

○森田委員長 細谷治嘉君。○細谷委員 まず第一点にお尋ねしたい点は、第四十国会におきまして、衆参両院で附帯決議がなされたわけでありまして、その附帯決議の中に、「組合等の資産の運用に當つては組合員の福祉の向上に万全を期すること」という一項目が両院共通して入つておるわけですか。ところで参議院の今度の附帯決議の中には「団体共済組合の資金の運用にあつては、組合員の福祉の向上に資するよう配慮すること」という同じような附帯決議がなされております。今度のこの団体共済は四十国会における附帯決議に基づいて行政局長の言葉をかりますと、議員立法すべきものをこちらでやつたのだというくらいにやらなければならぬものが取り上げられたわけでありまして、同じよ

うな附帯決議がなされておることは、一体どういふふうに受け取つておるのかお尋ねいたします。

○佐久間政府委員 第四十国会におきまして、御指摘のような附帯決議がなされたことは私もよく承知をいたしております。その点につきましては、私どももいたしましては最善の努力をいたしておるわけでございます。具体的に申しますと、地方公務員共済組合の資金の運用について、資金運用部に預託をせよという要望が大蔵省当局から自治省になされたわけでございます。しかしながら、私どももいたしましては、これは地方公務員及び地方公共団体の資金であるから、地方公務員の福祉並びに地方公共団体の行政目的に還元すべきだ、これがまた附帯決議の御趣旨でもあるわけでございまして、大蔵省と折衝いたしまして、資金運用部に預託をするということをやめさせたわけでございまして、そこで現在それにかわりまして大体三分の一程度は地方債等に運用することによりまして、ちょうど資金運用部に国家公務員共済組合の資金を預託しております分に相当いたします分を地方公共団体に還元をするという扱いをいたしておるわけでございます。そのほかこの資金の運用につきましては、最近の実情にかんがみまして、昨年度以来職員住宅等ににつきましては特に配慮するようにいたしてまいつておるわけでござい

ましても地方公務員共済組合につきましても配慮いたしましたと同様の配慮を、団体共済組合の資金の運用につきましてもいたしてまいらるつもりでおるわけでございます。

○細谷委員 四十国会における附帯決議と同様の趣旨である、ういふように受け取つてゐるということでありまして、けれども、四十国会における附帯決議に基づいて資金運用部にこの資金を回すということではなくて、もっと福祉の増進に役立つようにしろ、こういうことで、その線に沿つて、いま局長がお答えしたように、地方債の問題なりあるいは地方職員の住宅等の資金に充てるようにしてきただ、こういう事実の上に立つて今度新しいこの団体共済組合ができるわけであります。そういう事実ですから、当然そのラインに乗ることはもう参議院のほうでも考へて、なおかつ今度の法律の改正にあつたこの附帯決議がついたということとは、ただいま佐野委員からも質問があつたように、具体的な問題、たとえば産業労働者の住宅を建てる、労働金庫が住宅を建てる、そういう場合の頭金というのはいや労働金庫が持つ。そういうことでありますから、具体的にその附帯決議を含んで、この参議院の附帯決議がなされたものと考へるわけでありまして、四十回国会と同じような理解のしかた、受け取り方というのは、今日の実情なり参議院の附帯決議の精神を一部忘れておるんじゃないかと思ふのですが、いかがですか。

○佐久間政府委員 参議院の御審議の過程におきまして承つた御意見を補足させていただきますと、御質問がござ

いまして、今度の団体共済組合の資金運用につきまして規定をいたした百九十三条の規定と、地方公務員共済組合の資金の運用につきまして規定をいたした第二十五条の規定の違いについて御質疑がございました。

第二十五条におきましては、「組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するように運用しなればならない」というような字句があるわけでございますが、今回の百九十三条におきましては、それが無いわけでございます。この点につきまして私どもお答え申し上げますのは、今回の団体共済組合は長期給付だけをいたしますもので、したがって、いわゆる福祉事業といたしまして規定をされておりますものは、短期給付の資金の運用ということになっておりますので、そういう意味の福祉事業というものは、この団体共済組合の資金の運用としてはできないわけでございます。

それからまた地方公共団体の行政目的の実現と申しますのも、団体共済組合は成立の根拠は地方公共団体に持っておりますけれども、直接地方公共団体が構成しておるわけではございませんので、そういう表現をそのままここに使用するというのもいかがかと思ひまして、この表現は落としたわけでございます。しかしこの資金の運用にあたりましては、あと限り組合員の福祉の増進なり地方公共団体の行政目的の実現に資するようにという配慮は、私どもといたしましては、いさぐちもりであるというのを申し上げたわけでございます。そこでこのような附帯決議がなされたものと理解をいたしておるわけでございます。

○細谷委員 参議院は、四十国会における附帯決議を自治省が尊重してやってまいったという確認の上に立って、今度の団体共済にあつてもこういう附帯決議をつけたと思う。その具体的な問題の一つとして、たとえばさき佐野委員が御質問したように、労働等直接労働者の福祉の資金を扱っているところ、この資金を活用していただく、福祉の向上に役立てる、こういう一歩進んだ具体的な内容を持ったものが織り込まれていないことはいない事実だ。そこで先ほど佐野委員がこの問題を具体的に取り上げた。そうやってまいりますと、四十国会の附帯決議、今度の参議院の附帯決議ということからいけば、一歩進んだ措置をとるべきではないかと私は思ふ。それが参議院の附帯決議を生かすゆえんじやないかと先ほど佐野委員も御指摘された。ですから先ほどの佐野委員に対する答弁では私は不満だ。やはりそういうものについて具体的に考えるというのが参議院の附帯決議の趣旨でありますから、そういうところまでひとつお答えをいただかなければならぬと私は思ふのです。重ねて御答弁をお願いします。

○佐久間政府委員 資金運用の一つの問題として労働金庫に預託する問題を御指摘になられたわけでございますが、この点につきましては参議院でも御質疑がございました。また先ほど佐野委員からもいろいろ御指摘をいたしたわけでございます。私どもといたしまして、この点につきましては御審議の経過をよく念頭に置きまして、今後検討してまいりたいと思つておるわけでございます。ただこの労働金庫の扱いにつきましては、政府関係の共

済組合と統一的な取り扱い方が従来なされてきておりますし、また金融機関そのものにつきましましては自治省が主管官庁でもございませぬので、よく関係省とも相談をいたしまして、できるだけ御趣旨に沿うように今後検討してまいりたいと思ひます。

○細谷委員 これは今度の団体共済ばかりではなくて、四十国会で成立いたしましたすべての団体共済の基金の運用にあつて、重ねて参議院がもつと具体的に進んだ附帯決議をなされたことは理解しておりますし、また当局もそう理解すべきだろうと思ふ。そういう点で福祉の向上に役立つように、もつと一歩を進めた具体的な検討をひとつ前向きでやっていたいただきたいというのを重ねてお願い申し上げます。

その次にお尋ねいたしたい点でございますが、四十国会の附帯決議の中でこういうことがなされておる。「掛金等の標準的な率未満の率による退職年金制度の適用を受けている職員について、制度の改正に伴う負担の増徴を経過的に事実上緩和できるよう適当な措置を講ずること」。これに引き続きまして「給付費及び追加費用については、国庫負担その他の方法により地方公共団体の財政を圧迫することのないよう万全の財政措置を講ずること」。これは両院共通してこういう附帯決議がなされておる。これについて現状はどうなのか、どういふふうな現状を把握しておるか、理解しておるか、これをお尋ねいたします。

○佐久間政府委員 第一の点でございますが、四十国会におきまして、地方公務員共済組合法を御制定いただきました当時の状況といたしましては、各地

方公共団体によりまして、この年金制度が区々であつたわけでございます。団体によりまして掛け金の率がこの法律に定めてございませぬ標準の率よりも低い率で給付をいたしておつたところもあるわけでございます。それらの、いわば組合員にとりましての既得権と申しますか、そういうものの尊重については十分配慮をしていけ、こういう御趣旨でございまして、その点につきましましては、これはケースいろいろございまして、個々の事情に応じまして、あるいは退職手当でその分をカバーするとか、あるいは地方公共団体がその相当分を職員の互助会等の福祉事業に回すとかいうようなことで御相談に応じて指導をしてまいつたのでございます。

それから第二番目の給付、あるいは追加費用についての国庫負担の問題でございますが、これは共済組合法立案の過程におきまして一〇%の国庫負担をなすべきだという主張を自治省といたしましては大蔵省にしまつてまいりまして、その話し合いがつかないためにこの地方公務員共済組合法の提案が二年以上おくれた実情もあつたわけでございます。最後の段階におきまして、直接の国庫負担の形によらないで、地方交付税の税率を引き上げることによって、地方の一般財源を増加して、それによってその一〇%分は地方公共団体が負担をするんだ、そういうことによりまして政府部内で意見の調整をいたしまして御提案をいたしたわけでございます。その附帯決議の御趣旨はそれをさらにやはりこの交付税による一般財源の増加の方法ではなくして、直接の国庫負担とするようにす

べきだ、こういう御趣旨でございまして、この点につきましては、ただいままでのところ、政府部内におきましてはその御趣旨に沿うように努力をいたすということとまで参つておりません。率直に申しまして、いろいろな経過のあつた問題でございまして、しばらく地方公務員共済組合法提案当時の政府部内の話し合いによって、地方交付税の増強によって地方公共団体が一〇%相当分を負担するという方式で進めてまいりたい。しかし、将来さらにそのことについて適当でないという結論を得ますれば、あらためてこの問題について大蔵省と折衝してまいりたい、そのような考え方をいたしておるわけでございます。

○細谷委員 実は、きょう行政局から参考資料一、二というのをもらったのです。法律の審議の端的にいいますと最終段階において、三月につくつた資料が、参議院先議という理由でさうですけれども、もう末期に近づいて、重要なものの財政的な資料とか何とかをきょういただいたておる。きょう配られたのです。これは議員は勉強するな、資料を見られたら困る、こういうことにはならぬ。これははなはだ遺憾に思つておるのですが、委員長、今後こういうことのないようにお願いしたい。

○森田委員長 ただいまの点は、この前にもそういうあれがありまして注意いたしておきましたが、この次からそういうことのないように取り計らいます。

○細谷委員 そこで私どもはきょう資料をいただいたので詳しく見ておりませんけれども、この趣旨というのは、

濟組合と統一的な取り扱い方が従来なされてきておりますし、また金融機関そのものにつきましましては自治省が主管官庁でもございませぬので、よく関係省とも相談をいたしまして、できるだけ御趣旨に沿うように今後検討してまいりたいと思ひます。

○細谷委員 参議院は、四十国会における附帯決議を自治省が尊重してやってまいったという確認の上に立って、今度の団体共済にあつてもこういう附帯決議をつけたと思う。その具体的な問題の一つとして、たとえばさき佐野委員が御質問したように、労働等直接労働者の福祉の資金を扱っているところ、この資金を活用していただく、福祉の向上に役立てる、こういう一歩進んだ具体的な内容を持ったものが織り込まれていないことはいない事実だ。そこで先ほど佐野委員がこの問題を具体的に取り上げた。そうやってまいりますと、四十国会の附帯決議、今度の参議院の附帯決議ということからいけば、一歩進んだ措置をとるべきではないかと私は思ふ。それが参議院の附帯決議を生かすゆえんじやないかと先ほど佐野委員も御指摘された。ですから先ほどの佐野委員に対する答弁では私は不満だ。やはりそういうものについて具体的に考えるというのが参議院の附帯決議の趣旨でありますから、そういうところまでひとつお答えをいただかなければならぬと私は思ふのです。重ねて御答弁をお願いします。

○佐久間政府委員 資金運用の一つの問題として労働金庫に預託する問題を御指摘になられたわけでございますが、この点につきましては参議院でも御質疑がございました。また先ほど佐野委員からもいろいろ御指摘をいたしたわけでございます。私どもといたしまして、この点につきましては御審議の経過をよく念頭に置きまして、今後検討してまいりたいと思つておるわけでございます。ただこの労働金庫の扱いにつきましては、政府関係の共

職員負担の激変が起らないようにしない、端的に言いますと、局長おっしゃる通りに、千分の十五とか二十くらいがそれまでの負担金であったのです。ないところもあつたのです。ほとんど全部自治体が負担しておつたという市もござります。ところが一氣に千分の四十五ですか、こういうように上りました。給付の内容はどうかというところ、大して変わらないのです。給付の内容というものはあまり変わりません。それにかかわらず、負担というのは非常に大きく激変しました。二倍、三倍と上がったんです。はなはだしいうところでは無限大になったんです。そういう実情は、この四十国会の附帯決議の精神に沿つてはおられないではないかと私は考えます。端的に申し上げますと、このためにあまり激変が起るので、多くの市町村では、その激変の一部を自治体で持つてやろうかというところになっておることも御承知のとおりであります。どういふことでやつかといふと、昇給期限の六カ月短縮、こういう措置が地方自治体ではとられております。地方自治体の財政負担です。職員の激変が起つてゐるから若干の緩和をしようといふことで、職員と自治体がこれを負担しておるといふ実情であります。そうしますと、国庫負担その他の方法により地方公共団体の財政を圧迫することのないように万全の財政措置を講ずるといふこの附帯決議の精神も無視されておる。こゝ言わざるを得ないのでありますが、いかがでありますか。

○佐久間政府委員 組合員の掛け金が千分の四十四になりましたことは御指摘のとおりでございます。それが従来のだとせば恩給でありました場合は千分の二十でございましたものがそれだけ上がったわけでござりますが、これは制度全体といたしまして給付内容が改善をされたわけでございまして、しかも従来恩給によりまして、毎年毎年予算に計上をいたしまして、その年の必要分を措置するという方式をとつておりましたのを保険数理に基づき方式に改めたわけでございまして、それらの結果、そのような掛け金が増加をいたしたわけでございまして、これは制度の改正に伴う増加でございます。そして、その附帯決議で仰せられておりますのは、その際、従来ものが恩給法並みの負担もしてゐなかつたその分の幾らかを市が出しておつたというふうな場合についてのお話でございます。その点につきましては先ほど申しましたような措置を実際にとることによつてほとんど問題が解決してまゐつたと思つておるわけでございします。

後ともそのようなことにならないように十分配慮してまゐるつもりでございます。○細谷委員 地方公共団体の財政を圧迫しておらぬという行政局長の断定であります。これは非常に大きな問題である。交付税で措置してゐるということでありまして、大体において、私の承知している範囲では、地方公共団体の負担が、それまでは一千万円であつた市は三千万円になつておる。千五百万円であつたところが四千五百万円になつておる。そのくらい、約三倍程度の負担増になつてゐるというのが実情ではないかと思ふ。そのほかに、千分の十五であつた、千分の二十であつたところがある。千分の二十であつたところが一挙に千分の四十四という形になりますから、そのうちの一部分を昇給の六カ月短縮なり六カ月短縮という形で、激変を緩和してやつたといふ実情がございします。そういうことを御存じで、こういう公開の席上ではいかにも知らない形で、交付税で見えるから完全に埋めておるのだ、財政を圧迫してゐないのだ、こういう理解であつてはたいへんだと思ふ。実情は圧迫してゐないか、どうも思ひになります。どうか、交付税で完全に補てんしてゐるという理解なさつておるのかどうか、重要な点でありますから重ねてお尋ねいたします。

○佐久間政府委員 この法律に基づきます地方公共団体の負担分につきましては、地方財政計画の支障のないように計上をいたしておられますので、その点につきましては支障のないものと考えております。○細谷委員 地方財政計画の数字は実績でも何でもないんですよ。現に自治省から出された資料では、実績と地方財政計画との間には一〇対七の開きがある。そういう形で、自治省当局がこれに一切の財源措置を圧迫のないように措置したんだ、こういう御理解で押し通される限りにおいては、自治体はたまつたものではありませぬよ。あくまでもそういうふうに言い張るおつもりですか。

○佐久間政府委員 いろいろ地方財政のことを御心配いただきましてのおことばにつきましては、私もありません。この地方公共団体の負担金は、法律に基づく義務費でございますから、地方財政計画を立案いたします場合にも、当然そのまゝ計画いたしましたものを計上いたしておるわけでございします。で、繰り返し申し上げますように申し上げておる次第でございます。○細谷委員 わかりました。そうしますと、くだいようであります。重ねてお尋ねしますが、四十国会における両院の附帯決議のうち、地方公共団体の負担増にならないように財政計画で見たので、公共団体には一つも迷惑をかけておらぬ。――それではこの制度なるものによつて負担の増高というものが経過的に起つておられますが、これを緩和するといふことについてはどういふ措置を講じているか、これをお尋ねいたします。

○佐久間政府委員 ただいま先生が御指摘になりましたのは、これは職員の負担の増の問題でございます。先ほど私申し上げましたのは地方公共団体の負担の問題でございます。地方公共団体の負担につきましては、当然義務費として処置をいたしておるわけでござ

つは無視したんだ、こう言わざるを得ないではないかというのが私の質問の点なんです。

○佐久間政府委員 この第四十国会の附帯決議におきまして、掛け金等の標準的な率未満の率、こういう表現が使われておりますのは、この標準的な率と申しますのは、従来の恩給法によります千分の二十を標準的な率と申しておいたわけでございます。その千分の二十が千分の四十四になりますことは、これは制度の改革によるわけでございまして、そのために給付内容も改善されたわけでございますし、先ほど申しましたような、従来の予算方式から保険方式に変わったことに伴う増加でございますから、その点につきましては四十国会における御審議におきましても、これは制度改革に伴うものとして御了承をいただいたわけでございませう。ただ従来の恩給法並みの千分の二十の負担も組合員にさせていなかった、その千分の二十のうちの五とか十とかを市の当局がかかって負担をしてやっておったというようなものにつきましては、その分が職員の事実上の負担ということになりますので、それを緩和するような適当な措置を講じる、こういう御趣旨であったと理解をいたしておるわけでございます。

○細谷委員 私が申し上げたいのは、そういう附帯決議がなされておるにかかわらず、交付税で見たのです。地方財政計画で見たのです、こういうふうにおっしゃっております。自治省に責任はないんだ、——いかにもしやくし定本で官僚的でございます。そうしてたとえはこういう地方団体については国の補助は補助として、自治省も一〇

％ということまで考えておったのだから、当然そういうものはきちんとして補助で見てもいい、こういうことが地方団体の要望でありますけれども、それは取り上げない。ところが法律ではどういふことかというところ、軍隊に入っておった人のこういう年数は考えてやる、その負担は、地方公務員の共済組合では地方にかかってくるでしょう。国の法律がきめたんでしょ。軍隊というのは地方団体に関係はありま

せんよ。国がはがきで召集したので、その勤務年数は見なさい、こうきめておかしいのであって、ほかのほうではたとえば国庫負担を出しておりました、国庫補助は見えております。ところが自治体の公務員共済なり、そういうものについては交付税で見えております。雲をつかむような話だ。そして雲が皆さん方にとつてはけつこうなんですね。雲でカバーしておりますから。見たんだ、見たんだ、全くの一銭一厘の間違いなく見えております。財政負担はかかっておりません、こういう答弁で逃げるわけです。こういうことでは自治を守る、地方自治を進展させようという自治省のどうも役目があるに

も官僚的である、こう思うのですが、そういう点に矛盾をお感じにならないかどうか。国の施策によってそれを全部法律できめて、それを全部地方にしりぬぐいさせておる、そして交付税で見えておるのだ、こういう形では許されないとと思うのですが、重ねてひとつお尋ねし、これは基本的な問題でありますから、自治大臣の所見もひとつお尋ねしたいと思ひます。

○赤澤國務大臣 この法律ができたときの附帯決議を中心にしての御議論のようでございますので、いまよく読んでみたわけでございますが、ちょっと私も理解に苦しむ点があるわけでございます。団体の負担分として義務的に支出すべきものにつきましては、さつきから行政局長が、それはやはり交付金のほうで措置はとつてある、——いま細谷委員が御質問になつてゐるのは、本人がかかる分のことを意味していらつしやるのでしょうか。どうもそこらの点、私承つておつてよくわかりませんが、しかし私は保険というものをこういふふうにご考へておるのであります。大体、団体とか本人がかかる部分があります。この掛け金で一つのファンドができたものが、第一条にきめてありますとおり、いろいろ本人または遺族等の生活並びにまあ福祉の向上のために使うということ、それからさらにこれが最後には、やはり本人がかけたもののおそらく倍くらいなものがある本人には返ってくるわけでございませう。だから私もこの附帯決議をざつと見ましたところ、経過的な面でも多少不安があるもので、そのことについては本人が損にならないようにと思ひます。私、まだ十分に実は勉強しておりませんので、そこらのところはよくわかりかねるわけでござい

ます。しかしながら、全般を通じて細谷委員が言つておられることは、本人が負担すべきものはやはりできるだけ低目にするということ、こういう制度の趣旨から考へて当然のことであると考えますので、そういう努力はやはり検討して進めていかなければなら

ぬと思ひます。私が申し上げることとは、あなたの御質疑と食い違つておるかも知じませんが、まあ大ざつぱに言つてそういうふうに理解しておるわけでございます。

○細谷委員 まあ全く食い違つてゐるとは申し上げませんけれども、私がお聞きしておる趣旨は、両院で四十国会で附帯決議をした際に、地方団体にも過重な負担が起らないようにしなさいということ、職員自体にもその負担の激変が起らないようにしなさい、こういうふうな附帯決議がなされておるわけです。これに対して自治省は、あくまでも地方団体の負担が起らないように一〇〇％交付税で措置してお

ります、御心配ありません、全然もう地方団体には負担をかけておりませんと言ひ切つております。それでは現実にはやはり地方団体のほうでは——私は残念ながら行政局長のお答え、交付税で全部見えていたおるとは考へておりません。ここにも差がありますけれどもこれはさしおいて、一〇〇％措置しておるのだとおっしゃるのですけれども、それは個人の問題についてはどうなつたのか。附帯決議の一項です、それについては、地方団体はあまりにも大きな激変が起ってくるので、昇給期間の三ヶ月短縮なりあるいは六ヶ月短縮というのとはほとんど各自自治体でとられております。そういうのは御存じないのか。あるいは国が召集した軍籍にあつた人の勤務年数を通算するということになりますと、これはやはり地方団体に負担が起ってくるのではないかと。そういうような問題について、それは地方がやつたことだから知つたことじゃない、おれのところは

交付税で全部見てやつておるのだ、責任はない、地方自治体が放漫な財政運営をやつておるのだ、こういう結論ではなくて、この趣旨に沿つて自治体の財政の問題、個人負担の問題等を十分考へたあつたかい——という形容詞は申し上げません。当然自治省として考へてやらなければならぬものを、官僚的に、見ているんだからいいんだ、そういうことではなくて、自治体を強化育成していくという観点において、ひとつ大臣に何とか自治省として考へていただきたい。国庫補助等を見ていただかなければいかぬ。そういう点についての大臣の所見なり決意をお伺ひしておる。

○赤澤國務大臣 私はいま承ると、さつき御答弁申し上げたことはちつとも変わつておりませんが、まさにそのことを申し上げたと思つておるわけ

です。法律で定められてゐる部分につきましては自治省のほうで、ただいま行政局長と耳打ちしても完全にはちゃんと見ておりますということをお言つておるわけです。

もう一つ別の問題として、そういう途中からこれに入つてくるとか、あるいは経過的な場合において不利な立場に立たされる人の場合に、急激な変化のある場合に、特にあつたか配慮をせよという意味のことだと思ひますが、それにつきましては補助金のことをすぐ持ち出されましても、それがどういふ場合があり、また計数的に一体その負担がどういふことになるのかというところについては、まだ実はそういうこまかいところまでは自治省でも調査が行き届いておらぬようでござい

べてにつきまして附帯決議をいたしたい
ておりますので、その趣旨に沿うよう
な努力をいたしたいということを先ほ
ども申し上げたわけでございます。

○細谷委員 まあ大臣を信用して—
いつも附帯決議がなされますと、その
附帯決議を尊重してこの線に沿うて努
力しますと約束しているのですから、
ぜひひとつ附帯決議は尊重して、ひと
つ十分に消化していただきたい、こう
いうふうに思います。

そこでお尋ねしたいのですが、提案
されておる法律案については、地方公
務員の問題と団体共済との間に差があ
るわけでありませうけれども、この差に
ついては最近政府内部においても話し
合いがついて、差を設けない、こういう
ことになったんですね。参議院の附帯
決議の幾つかはある程度消化されてお
ると、こういうふう聞いております
かがいかがですか。

○佐久間政府委員 その点は先生の
おっしゃいますとおりでございますし
て、参議院でいただきました附帯決議
の(四)でございますが、「団体共済組合
員の掛金の標準となる給料及び退職年
金の最高限度額については、地方公務
員との均衡を考慮し、検討すること。」
とございまして、その後政府内部にお
きましてさらに相談をいたしました結
果、この点につきましては今国会にお
いてまだ法案を提出いたしておりませ
ん。他の私学共済等につきましても実
施をしようということになったわけで
ございまして、この団体共済につきま
しても、そのようなことで御審議の過
程で御考慮をいただきたいというふう
に存じておったわけでございます。

○細谷委員 附帯決議がさつそく参議
院で議決されました、今国会中にその
線がある程度前進したということにつ
いては、私はうれしく思うわけであり
ますが、そこでお尋ねしたいのは、そ
ういうことで政府内部が不一致のため
に、不均衡な法律案という形で提案を
されておるわけでありませう。原則的に
同じだ、こういう観点に立っていらっ
しやいますか、そうなりますと、なぜ
今度の法律で地方公務員と団体職員と
の間の通算措置をやらないのか。同じ
条件なんです。なぜこれを通算しない
のですか。現実には人事の交流という
ものは行なわれておるのです。それな
のにどうして通算措置を講じないの
ですか。人事の交流をやるということ
でありますか。適材適所ということば
をよく自治省はおっしゃるけれども、
どうしてこれの通算はできないのだ
か、お尋ねいたします。

○佐久間政府委員 この点につきま
しては、先ほど佐野委員の御質問に対
しまして申し上げましたように、私ど
もいたしまして十分検討はいたし
たところでございまして、もともとこ
の共済組合制度は沿革上公務員の恩給
制度から発展したのでありまして、現
在公務員でない者に対して、私立学
校職員とか農林漁業団体職員、さらに
今回地方団体関係団体職員という新し
いものができるとなりましたわけでござ
いまして、立法論といたしましては、それ
らの共済組合の職員期間と公務員の在
籍期間とを通算するということも、十
分検討に値するものと私も考えて
おるわけでございまして、政府内部の
考え方は、なお旧来どおり公務員とそ
れらの団体職員との通算はできないと

いう基本的な考え方を、今日まだとつ
ておるわけでございまして、今回そ
の点は折衝はいたしました、その点
につきましては、意見の調整ができる
ところまでは至っていない状況でござ
います。今後の課題として、引き続き検
討をさせていただきますと思ひます。

○細谷委員 いまのおこたばに非常に
懸念されることばがありますからお尋
ねいたします。国家公務員と地方公務
員との間には通算措置は講ぜられてお
ります。公共企業体との間に通算措
置は講ぜられておらない。そこでいま
の局長のおこたばを聞きますと、そも
そもそういうものから始まったのであ
るから、公共企業体関係と地方公務
員なり国家公務員との間の通算措置は講
ぜられておらぬのだから、そつちが先
だ、地方公務員と団体職員との間の通
算措置は、そういうものを先に固めた
上でなければならぬのだというふう
に差別をしておられるのですが、どう
いうことでしょうか。本来ならば差別
すべきではなくて、そういうものをす
べきなのです。しかも人事の交流が行
なわれておるのですから。国家公務員
と地方公務員と公共企業体との間の通
算措置が行なわれておらない。現在に
おいては、そつちが先ということでは
なくて、当然団体職員と地方職員との間
に通算措置を行なうのが筋じやないの
ですか。これを頑強に否定している理
由が私はわからないので、お尋ねいた
します。

○佐久間政府委員 本来各共済組合
で、それぞれ違う制度でございまして
で、相互の通算ということばは、当初は
考えられていなかったと思うのでござ
います。しかし、だんだんとそれらの

間の通算を考えるとという方向で進んで
まいっておるわけでございます。それ
らの中で一番密接な、お話の人事交流
等も行なわれ、いろいろな条件が同様
な立場にございまして地方公務員と国家
公務員との間におきましては、地方公
務員共済組合法の成立の際に、完全な
通算ができるように処置をいたしたわ
けでございます。そこで私どもといた
しましては、そういう相互の間の通算
を認めようという方向は好ましいと思
っておりますし、自治省としましては
してきたわけでございまして、今日の
ところ政府内部におきましては、国家
公務員と地方公務員とは公務員同士だ
から、これはよくわかるということば
話がついたわけでございまして、他の
公共企業体との間あるいは農林漁業等
の団体職員との間ということにつきま
しては、なお公務員と公務員でない者
ということの峻別をする考え方で現在
まいっておりますので、今日の段階
で、その両方を通算するというところ
まで政府内部の意見の調整ができな
かったということをおし上げたわけで
ございまして。

○細谷委員 その通算問題について
は、各所に問題点があるわけですが、私
はその全部をいまこの段階で申し上げ
ようとしておるわけではありませぬ。
ただ現実には人事交流が行なわれ、また
そうしなければならぬ団体職員と地
方職員との間の通算措置が行なわれな
い。いまのおこたばを聞いても、通算
措置を行なうような、基本方向ではそ
のとおりであるけれども、やはり国家
公務員と公共企業体との間の通算措置
というものが優先するのだ、こういう

考え方に立っておられるのではない
か。そもそも地方公務員のこの共済組
合を先につくって、ようやく附帯決議
に基づいて今日この法律を出すなんて
いうことが根本的には問題点があるの
で、同時にやはりこの問題を出すべき
ではないか、こう私は思っております。
しかしそれは今度附帯決議におい
て出しましたから、これ以上申し上げ
せんけれども、少なくとも末端におい
て団体職員と地方公務員とは同じなん
だ、この分くらいは通算をやらないこ
とには—国家公務員と公共企業体と
の間の通算措置がされておらぬからと
いうのではなしに、この通算措置を
そまざるやうにいくことが、いまおつ
しやった基本線に沿うゆえんである、
こう私は思うのですが、これは重要な
問題でありますから、ひとつ大臣から
御所見を伺いたいと思ひます。

○赤澤国務大臣 いろいろ意見もござ
いますのでその問題については今後よ
く検討を加えたいと思っております。
○細谷委員 これは人事交流上非常に
困っておりますから、ぜひそういうこ
とでよろしく願ひします。

このことと具体的ににお尋ねしたい点
は、小中学校には果費支弁の教職員と
いうものがございます。ところがその学
校には用務員という市の職員がおりま
す。それから学校給食を担当する調理
人がありますが、これは市から出る市
の職員であります。任命権者は市の教
育委員会でありませう。ところが先生方
やあるいは事務員というか事務官とい
った人は、県の教育委員会が任命権
者であります。ところがこういう任命
権者の違うものをすべて学校共済とい
うことで一括する、こういうことで末

端では混乱が起つております。これにどう対処するつもりか。むずかしい問題でありますから、お尋ねいたします。

○佐久間政府委員 末端で御承知のように地方公務員共済組合に入るか、あるいは私立学校教職員共済組合に入るかというところで問題が起つておることは私も承知をいたしてあります。ただ現行法におきましては、法律上は明確になっているわけでは、法律として、公立学校の職員並びに都道府県教育委員会及びその所管に属する教育機関の職員、これは公立学校共済組合に所属するという事になっておるわけでございます。ただ従来の沿革等がございまして、ただいま御指摘になりましたような職員につきましては、公立学校共済組合でなくて、地方職員共済組合あるいは都市職員共済組合等に所属したほうがよいという事なことで、いろいろ現場で話し合いが行なわれておるという事は聞いておりますが、法律のたてまえといたしましては明確になっておるわけではございません。

そこでお尋ねの点は、この現行法のたてまえをそういう職場主義と申しますか、そういうことでなくて、その他の任命権者が違ふとか、職種が違ふという事なことでございまして、改正をするかどうか、こういう問題がございまして、この点につきましては、私も双方から御意見を伺っております。現行のたてまえがよいんだという御意見もございまして、いやそれは改めたほうがよいんだという御意見も伺っておりますので、さらに双方の御意見もよく伺わせていただきます、御意見が一致

すればそれにしたことはございませうし、御意見が一致しませんが、一致を努力していただきたいと思います。

○細谷委員 これは任命権者が違つておるもので、非常に混乱が起つておるものですね。そこで私はこの問題で困つておるものから、自治省の方々の御意見を聞きまして、端的に言いますところ、日教組が話し合つてくださるのですか、こういう話です。どだい文部省は日教組とは話し合ふと言つておるのに、文部省の人がそういう問題なら日教組と自治労と話し合つて下さい、こういうことを私は耳にしたのです。けしからぬことだと思つたのです。どうあるべきか、なるほど全部通算措置はない。後ほど、最後に大臣の御意見を聞きたいのですが、佐野委員の質問の社会保障制度の問題と関連してお聞きしたいと思つておるのですけれども、そういう自治省と文部省との間で、法のたてまえははっきりしております。そういうことは具体的にできるにもかかわらず、自治労と日教組が話し合つたらいいでしょうという事なことで、これは無責任な事だと思つた。私は思ふのですが、こういう点もやはり末端で困つておるから、すっきりしたかどうかと思つたが、いかがでありますか。

○秋山委員 一言、答弁の前に関連して。何かいままでの質疑応答を聞いておると、きのうの私の質問に対して答弁とちよつと違ふような気がいたしましたので、この際もう一ぺん細谷委員の質問にかみ合わせて御答弁の中に入れて

ていただければ幸いです。きのうの課長さんの答弁によりまして、法律の上で第三条ですか、はつきりと規定されておるのだからという御答弁だったと記憶しております。したがつて私はそういう明快な御答弁をいただければ、もうそれでいいと思つた。問題ないもの、したがつて、私が質問した趣旨は大体において用務員あるいは調理士という人たちは、市町村が任命し、市町村が給与を支払つておる状態でありまして、そういう人たちはそちらのほうに入つていくのが当然ではないか、こういうふうには理解しておつたわけでありまして、したがつて、公立学校の共済組合のほうには入るべきものではないという断定を、きのう受けたような心持ちがしておつたわけですが、それでも、そうでないと思つると、ちよつと食い違ひがあるような気がいたしますので、その点をお考えの上で御答弁をいただきたいと思つた。

○佐久間政府委員 昨日秋山委員に対して給与課長が御答弁を申し上げましたのも、ただいま私が見ましたところ、私が先ほど細谷委員に申し上げましたと同様の御答弁を申し上げておるわけでございます。用務員等でございます。公立学校の職員でございます。現行法では公立学校共済組合に入る、こういうことになるわけでございます。しかしながらこの点につきましては、末端でいろいろ問題があるという事は、現行制度につきましてもなお検討すべき問題があるということだろふと思つたのでございまして、私どももいたしましては、重ねての御質疑でございますので、よく文部省

とも打ち合わせし、なお関係団体の方の御意見も伺ひまして、今後検討をいたしたいと思つた。

○細谷委員 この問題につきましまして、端的に言うと、自治省が文部省に押されておるのだ、自治省はこの問題について熱意を持っておらぬのだという声すら聞くのです。ところが困つておるのは末端の自治体です。また職員です。これは任命権者が違つておる、給与の支払いはどこがきめるのか、給与の支払いはどこがきめるのか、一方は県の教育委員会であり、一方が市の教育委員会、そういう問題でございますので、ぜひこれはひとつつきりしていただきたい、こういうふうにお願ひいたします。

重ねて申し上げます、そういう問題は自治労と日教組が話し合ふなんて、こういう声は自治省にも文部省にもあるようでありまして、こんなことでなくして、当局としてひとつきちんとしたことをきめていただきたいと思つた。

向も、やはりそういうものを重要な一つの社会保障制度の柱として、審議会の方針に沿つてやっていきたい、こういうことではございません。幾多の問題点がございまして、これについてどういう具体的なもので、こういうものを前向きにいまの基本線に沿つて処理していくつもりなのか、対処していくつもりなのか。最後に自治大臣の御所見なり御決意を承りたいと思つた。

○赤澤国務大臣 私ども日常感じておることですけれども、年金に關して社会保障的な面からいへば、公務員であれ民間であれ、働く人たちの立場では同じことではございまして、こういうものを一括して一本の制度のもとにやることができれば、いま御質問になっておる問題などは、一ぺんに解決するはずでございます。ところが実際に複雑なことになっておりました。私どもがちよつと具体的な問題を法律でどう規定されておるか調べるにいたしました。なかなか頭に入りかねるわけでございます。こういったものももっと簡単化して、そうして一元化するということとはぜひやらなければなりませんし、結果的には自治省だけでなく、ほかの各省にもまたがることでもありまして、やはりこういった審議会的なものでございまして、早急の機会に、かねて私どもも言つておりました年金一元化と申しますか、こういう方途を、ひとついい案を考へてもらわなければならぬと考へておりますが、われわれといたしましては、ただいま具体的な例をお述べになりましたという一つ共済制度があるからといって、たまたまあとで、どこでこういう給料をもたらうようになったのか、これがはまる

とかはまらないとか、はまらなければ
こうせいといったようなことが、これ
はあとからあと出てくる、切りが
ないことである。ですから、これ
はこういう制度が一日も早くできま
すことを期待いたしますし、私も責
任の立場からいたしまして、また別
の角度からいろいろの問題点を整備
して、そして資料として提供したい
と考えております。

○安井委員 ちよつと午後の審議でい
ろいろ資料をいただきたいのがある
のですが、そのうち特にお願いして
きたいのは、一つは先ほど質疑が
ございましたが、今度の団体経済の
加入するのが適当であるかないか
いうことでいま論議の対象になって、
今度の法律からはじかれた団体が、
中央会が先ほど例にあげましたが、
そのほかだいたいはあるのではない
かと思ひますけれども、自治省でい
ろいろ御検討されました団体はど
れとどれであつたかというふうな
資料をいただきたい。どういふ
ふうなものが検討の対象になつたか
というところで、それを一つ。これは
今回は間に合はなくても、将来また
考えなければならぬということにな
るうかと思ひます。その点
ちよつと午後でよろしいから資料と
していただきたいと思ひます。

それからもう一つ、今回の改正には
直接関係ありませんけれども、いま
までの運営の内容についてちよつと知
りたいものですから、その資金の運
用状況について実態が明らかにさ
るような資料をいただきたいと思ひ
ます。地方公共団体の起債に向けら
れているもの、それから預託等の運
用がどういふ

ふうな形でなされているか、それに
ついての詳細な資料をいただきたい
と思ひます。

もう一つ、今度の団体共済の運営
の問題にも関連が出てくると思ひ
ます。現在の組合運営の概要がわ
かるような資料をいただきたいわけ
です。理事長とか、理事とか、監
事とか、そういう構成はどういふ
ふうな形になっておるか、これら
についてもさきの法案審議にあた
りまして、それらの内容がわかる
ような資料を一ついただきたいと思
ひます。

○佐久間政府委員 ただいま御要求
のございました資料のうちで、第二、
第三の点は午後までに準備をいた
します。第一の点につきましては、
特別にお出しするほどの必要もな
いと思ひますので、ただいまお答
え申し上げます。

立案の過程で各方面から御要望
がございましたものにつきましては、
どの法案の中に取り入れておきま
す。この中に入っておりますもの
で、話題がございましたのは、一つ
は先ほどの国保の中央会でございます
が、これは先ほど申しましたように
法律に根拠がございませんので除
いたわけでございます。いま一つ
話のございましたのは、港務局で
ございますが、港務局につきましては
現在四国の新居浜に一カ所しか
ございせん、しかもこれは聞くところ
によりますと、会社ももつぱら使
つておられるのでございまして、
性格のものでございまして、そこ
に地方公共団体から関係の職員が

ておるといふようなこともないよう
でございまして、それはこれに入れ
なかつたわけでございます。

○森田委員長 この際、委員長から
自治省当局に希望をいたしておき
ます。この資料提出の時期につ
いて、きょうは細谷委員、この前
は安井委員から特別希望があつた
わけでありましたが、やはりでき
るだけ早く資料を出していただく
ことが法案審議の上になつて重
要だと思ひます。会期もだんだん
切迫してまいりますし、大規模な
公有水面の埋立てに伴う村の設
置に係る地方自治法等の特例に
関する法律案並びに前から懸案
になつておる地方行政連絡会
議法案、これらの資料で特に希望
されておるものがあると思ひます
から、それは至急ひとつ御提出
をお願いいたします。

午後三時から再開することとし、
暫時休憩いたします。
午後三時三十分休憩

午後三時三十分開議
○森田委員長 休憩前に引き続き
議事を開きます。

地方公務員共済組合法等の一部を
改訂する法律案を議題とし、質疑
を続行いたします。安井吉典君。

○安井委員 この法案の審議も大
詰めにきたわけでありまして、こ
の際若干の問題点について政府
御当局のお考えを承りたいと思
ひます。相当部分ですが、論じ
尽くされておるわけでございます
が、その中で若干はダブる点があ
ると思ひますが、その点御了承
願ひたいと思ひます。

加入団体の問題につきまして午前
中に資料要求という形をお願い
いたしました際、行政局長から御
答弁があつたわけでございます
が、一応法案立案過程において
論議の対象になつたのは、国保
中央会と一つづつぐらゐであつ
たということでございますが、こ
れは立法作用ですから、法律を
つくる以前に段階においてどこ
までを範囲に入れたかといふこ
とで論議をされる場合には、も
つと幅の広い範囲でいろいろ
お考えがあつたのではないかと
思ひます。地方公共団体には河
川とか道路とかあるいは農林水
産とか、そういったいろいろな事
業に關連して都道府県段階ある
いは中央段階において外部団体
がいろいろあるわけですから、な
るほど法律の基礎を持つたもの
は割合に少なく、そういうもの
は今度拾われてしまつておるこ
うなものも考えられますが、そ
ういふもの、ほとんどそれに準
ずるようなものもいろいろある
わけでありまして、たゞ道路協
会とか河川何とか連合会とか、
農業構造改善事業のために思
ひます、そういうものがあるよ
うな御検討はなされたかどう
か、それをひとつ伺ひたいと思
ひます。

○佐久間政府委員 ただいまお
述べになりました道路協会等につ
きましては、検討はほとんどいた
してございまして、今回の法律
案は、衆参両院の地方行政委員
会におきます附帯決議を基礎と
いたしまして準備をいたしました
ので、この法

律案百七十四条の第一項第一号
に書いてあります。いわゆる地方
六団体と、第三号に書いてござ
います。国保連合会、第四号に
書いてございます。健保の職員
を中心としたものでございませ
ん、その内容を、職員の素行等
がそれと同様の扱いをしてしか
るべきものと思ひます。もつ
ともその過程におきまして、た
だいまお述べになりましたよう
な類似のものも二、三という
話もありまして、いづれも調
べてみますと、単なる任意団
体でございまして、法律上の基
礎もございせん、そういうもの
は当時の段階では問題外として
立案を進めた次第でございます。

○安井委員 市町村や都道府
県の地方公共団体に、実に数
多くの外部団体があるわけ
です。それはもう自治省御存
じのとおりです。その存在が
いかにどういふ問題もあ
りますけれども、それは一応別
問題として、今度どういふ
ふうな形で年金法の適用がある
団体、そういう組織というふう
に一応けじめが引かれたの
際において、次の段階にはや
はり私はいろいろの問題が
出てくるような気がするわけ
です。これだけですから、き
ろおさまらないで、ほい、あ
れも問題ではないかといふ
ふうなものが必ず出てくるよ
うな気がするわけでございます。
そういう意味で私は今回の立
法過程においても、政府は
いろいろの角度から当然検討
をいたして、政府側のお考え
を伺ひたいと思ひます。政府
として

は一応今度線を引いたそれ以外に広げないというのですか、それも実情によつては今後考えていくということなのですか。

○佐久間政府委員 ここに拾いましたものを一つの基準といたしまして、その内容を検討いたしました結果、同様に扱ってしかるべきものというものが出てまいりますれば、さらに追加をいたしてまいりたいと思います。

○安井委員 私の質問は、ちよつとメモがあちこちしておりますので、順序はあつち行つたりこち行つたりになるかと思うのですが、改正法の第五十四条ですか、共済会についての民法の準用規定がございますが、そのうち第五十四条の規定の準用をやめていくわけでございますが、これはどういう意味ですか。

○佐久間政府委員 これは理事の代表権に関する規定でございますが、この団体職員共済におきましては理事長のみが代表権を持っておりますことを法律が明記いたしておりますので、民法のように理事が複数で代表権を持つておるといふ前提で、特に代表権を制限をいたした場合は明確にするという趣旨の規定を準用する余地がないというふうに考えましたので、落としたわけでございます。

○安井委員 ただ、いまのこの規定は団体共済だけではなしに、百五十四条ですからもつと既設の組織にもこれは影響が出てくるわけじゃないですか。

○佐久間政府委員 それはそのとおりでございますが、従来からこの規定を準用いたしておりますことは、そういう理由で法律的に意味がなかったわけでございます。いわば整理漏れでござ

いましたものを今回直したわけでございます。

○安井委員 次に、職員期間の通算の問題であります。参議院の段階におきましても、特に都市健保の職員の問題について論議がだいぶ戦わされたようであります。そして附帯決議の中にもその点が書き込まれていくわけでございますが、これはだいたいややつこしい内容を持つていくようであります。非常に技術的な問題で私もよくわからないのですけれども、すでに都市健保の職員であつて一応既得権を持つてい

る者がそれよりも不利な立場に追い込まれる場合が出てきていくことから問題が起きていくわけでございますが、一応この問題についての自治省側の御見解を承つておきたいと思ひます。

○佐久間政府委員 参議院の附帯決議の、一の例と二の例でございますが、二の例の場合におきましてはこれは今回の団体共済の適用者になる者でございます。従来こういう団体共済というものがございましてしたので、実質は団体共済の適用者であるべき者、具体的に申し上げますと、都市健保の職員であつた者でございますが、この市におきまして、便宜この市の職員の共済条例の適用を受けさせておつた者でございます。そういう者につきましては今回この制度ができましたので、この附帯決議でいうとおりおられますように、ずつと引き続きまして団体共済の適用者であつたということにいたしました。共済条例の組合員期間でありまして、た分につきましても、通算措置を講ずるようになつていくべきだ、かような御趣旨でございます。私もこの御趣旨のとおり運用をしてみたいと思ひ

考えております。

それから例の点につきましては、都市健保の職員でございますが、その後当該地方公共団体の本来の職員になつてしまつた者の場合でございます。これにつきましては実情をまだ必ずしもつまびらかにいたしておりませんが、なおいろいろなケースがあるようでございます。そこでこの附帯決議の御趣旨をくみまして、それぞれのケースにつきましても検討をいたしまして、運用上救済できます者は救済を、もしまた検討の結果立法措置を必要とするということになりますれば、次の機会にそのような措置をとるようになつてほしい、かように考へておるわけでございます。

○安井委員 いまの御答弁で、参議院段階でのいろいろなお話し合いが一応確認されたわけでありましたが、前段の問題については次期国会で改正を行なう。運用で解決できる問題もございませうけれども、やはりきつちりとしたこととしておくほうがいいと思ひますが、そういうお気持ちはありませんか。

○佐久間政府委員 前段とおつし、いまのは例のほうの問題かと思ひますが、例のほうの問題につきましては、法改正までいかなくても解釈上解決ができるんじやなからうかと現在は思つて検討しております。

例のほうにつきましては、これは実は実態が必ずしもまだすべて私どもよく把握しておりませんので、ものによりましては運用で解決がつくが、場合によりますとあるいは立法で解決を必要とするものが出てきやせぬだらうかというふうな感じがいたしております。

○安井委員 立法措置によつて既得権がきつちりとした形で守られるというふうな措置にすることが、一番これは望ましいことです。そういう方向でぜひ御検討を次の機会までに願つておきたいと思ひます。

それから組合資金の運用の問題であります。先ほど要求いたしておりました資料を見せたいだいたわけでありましたが、もう少し早くいただいております。いろいろ検討ができたのを、先ほどの細谷委員のことばではありませんけれども、ぎりぎり一ぱいのもう論議が尽きるのではないかと、とうきまつてお出しにならない習慣を、政府の官僚諸君はお持ちなわけですか。これではやはり十分な審議ができないわけでも、この法案の審議は、この議院では始まつてからそうはならないかもしれませんが、提案されましたからぜひなるわけですか。そういうようなことでは、私も審議に協力するわけにはいかないのです。これからあと法案が出てきて、それから資料が十分整つて、それから一週間後くらいでなければ審議を始める、こういうかまえて私どもは参りたいと思ひますので、先ほどの細谷委員の言明をさらに裏づけする意味でひとつ申し上げておきたいと思ひます。

この運用の問題につきましては、ちよつと見ただけで、これはわからな

いのですが、特に長期の金の貸付の問題を先ほど来繰り返し繰り返し論議がされておりました。その御答弁の中では、自治省は国家公務員共済組合のほうもやつていないのだから、それにならつていくだけで、それで統一をするのだ、こういうふうな言い方でお話

あつたわけでありまして。しかしながら国家公務員の分は、これは全国が統一されるわけですから、労働金庫といふものの性質はわりあいローカルのなものです。ローカルのなものですから、国家公務員の共済組合の金の預託先について考えられる場合と、地方公務員共済組合について考えられる場合とは、私はだいたいニュアンスが違うと思ひます。国家公務員のほうについて許さないから、地方公務員の場合についても労働金庫の禁止の解除をしないのだ、こういう言い方ではどうしてものみなめないわけなんでありまして、どうでしょうか。

○佐久間政府委員 確かに国家公務員の場合と地方公務員の場合とにつきま

して、必ずしも画一的に考える必要はないのじやないかという御説につきま

しては、私も賛成をいたさなければならぬ点があるかと思ひますが、金融機関におきまして労働金庫の特殊の機能からいいますと、やはり長期貸し付けにつきましても、他の金融機関と比べてより適しているということことは言えないのではなからうかというふう

度といましては見分でございますし、かつまた大蔵省が金融機関も所掌をいたしておりますので、率直に申しまして、相当の点につきましては、かたい意見を持っておりますことは事実でございます。

○安井委員　そういう意味で大蔵省からもちょっと来ていただいて、その点伺いたいと思うのですが、どうですか、ちょっと呼んでくれませんか。――

この問題はもう少しあとにいたしますが、団体共済の場合につきましては、新たにできるわけでありまして、このいわゆる福祉経理といいますが、そういうような仕組みがないように聞くわけでありまして、その点はどうですか。

○佐久間政府委員　この福祉経理は、短期給付により資金をもつていたしますたてまえにいたしておりますので、この団体共済は短期給付をいたしません関係で、地方公務員共済組合の場合のような福祉事業はいたさない、こういうたてまえになっておるわけでございます。

○安井委員　たとえ長期給付にいたしたとしても、これは掛け金が相当積み立てられるわけでありまして、その掛け金を、これに加入している団体職員の間接利益の面に向かって運用する道が全くないというのは、私はおかしいと思ふのです。やはり短期でないからできないということではなしに、自分の金も含めて積み立てが行なわれているわけですから、それに参加している人々のための福祉施設等のために金が運用される、そういう道をやはり開くべきではないかと思うのですが、どうでしょう。

○佐久間政府委員　これは他の共済組合におきましても、法律で言うております福祉事業につきましては、短期給付の運用において行なうというたてまえをとっておるわけでございます。しかしながら、広い意味におきまして、職員の福祉のためにこの資金を運用していかなければならないということでは、御指摘のとおりでございますので、そのような配慮は資金の運用上当然なしてしるべきものだと考えております。

○安井委員　広い福祉というのはどういう意味ですか。もっと具体的に、ひとつ御説明願いたいわけですが、――

○佐久間政府委員　共済組合法の百十二条に、福祉事業といたしまして、保健、保護、宿泊、教養の施設の経営と書いてあるわけでございますが、ここに書いてございまして、うなものが、狭い意味の福祉事業というふうな考えでおるわけでございます。こういう事業を組合の名におきまして行なうということは、法律のたてまえ上できないことになっておるわけでございますが、この団体共済の資金の運用といたしまして、当該団体がこういう事業をやります場合に、この資金を融通するといふような形で利用いたしますことは、これは可能と考えておるわけでございます。

○安井委員　そのほか、具体的にどのような運用の方法があるわけですか。これはほかの公務員のととは切り離して、これだけあるわけですが、その運用の具体的な方針について、ひとつお聞かせ願いたいと思ひます。

○佐久間政府委員　この資金を、直接福祉事業に投資をするということは、きないわけでございます。この資金を団体へ貸し付けまして、その団体が福祉事業を行なうという形において資金を運用するということは差しつかえない、かようなふうな考えておるわけでございます。

○安井委員　どうも何か、くつの上からかゆいところをかくというふうな仕組みになるわけでは、この点も少し検討が必要ではないかと思うわけですが、――

きないわけでございます。この資金を団体へ貸し付けまして、その団体が福祉事業を行なうという形において資金を運用するということは差しつかえない、かようなふうな考えておるわけでございます。

○安井委員　どうも何か、くつの上からかゆいところをかくというふうな仕組みになるわけでは、この点も少し検討が必要ではないかと思うわけですが、――

きないわけでございます。この資金を団体へ貸し付けまして、その団体が福祉事業を行なうという形において資金を運用するということは差しつかえない、かようなふうな考えておるわけでございます。

○安井委員　どうも何か、くつの上からかゆいところをかくというふうな仕組みになるわけでは、この点も少し検討が必要ではないかと思うわけですが、――

きないわけでございます。この資金を団体へ貸し付けまして、その団体が福祉事業を行なうという形において資金を運用するということは差しつかえない、かようなふうな考えておるわけでございます。

○安井委員　どうも何か、くつの上からかゆいところをかくというふうな仕組みになるわけでは、この点も少し検討が必要ではないかと思うわけですが、――

きないわけでございます。この資金を団体へ貸し付けまして、その団体が福祉事業を行なうという形において資金を運用するということは差しつかえない、かようなふうな考えておるわけでございます。

○安井委員　どうも何か、くつの上からかゆいところをかくというふうな仕組みになるわけでは、この点も少し検討が必要ではないかと思うわけですが、――

○安井委員　どうも何か、くつの上からかゆいところをかくというふうな仕組みになるわけでは、この点も少し検討が必要ではないかと思うわけですが、――

きないわけでございます。この資金を団体へ貸し付けまして、その団体が福祉事業を行なうという形において資金を運用するということは差しつかえない、かようなふうな考えておるわけでございます。

○安井委員　どうも何か、くつの上からかゆいところをかくというふうな仕組みになるわけでは、この点も少し検討が必要ではないかと思うわけですが、――

きないわけでございます。この資金を団体へ貸し付けまして、その団体が福祉事業を行なうという形において資金を運用するということは差しつかえない、かようなふうな考えておるわけでございます。

○安井委員　どうも何か、くつの上からかゆいところをかくというふうな仕組みになるわけでは、この点も少し検討が必要ではないかと思うわけですが、――

きないわけでございます。この資金を団体へ貸し付けまして、その団体が福祉事業を行なうという形において資金を運用するということは差しつかえない、かようなふうな考えておるわけでございます。

○安井委員　どうも何か、くつの上からかゆいところをかくというふうな仕組みになるわけでは、この点も少し検討が必要ではないかと思うわけですが、――

○安井委員　どうも何か、くつの上からかゆいところをかくというふうな仕組みになるわけでは、この点も少し検討が必要ではないかと思うわけですが、――

きないわけでございます。この資金を団体へ貸し付けまして、その団体が福祉事業を行なうという形において資金を運用するということは差しつかえない、かようなふうな考えておるわけでございます。

○安井委員　どうも何か、くつの上からかゆいところをかくというふうな仕組みになるわけでは、この点も少し検討が必要ではないかと思うわけですが、――

きないわけでございます。この資金を団体へ貸し付けまして、その団体が福祉事業を行なうという形において資金を運用するということは差しつかえない、かようなふうな考えておるわけでございます。

○安井委員　どうも何か、くつの上からかゆいところをかくというふうな仕組みになるわけでは、この点も少し検討が必要ではないかと思うわけですが、――

きないわけでございます。この資金を団体へ貸し付けまして、その団体が福祉事業を行なうという形において資金を運用するということは差しつかえない、かようなふうな考えておるわけでございます。

○安井委員　どうも何か、くつの上からかゆいところをかくというふうな仕組みになるわけでは、この点も少し検討が必要ではないかと思うわけですが、――

ますと、なかなか事情もあるようでございすので、なお十分検討いたしたいと思ひます。

○安井委員 大きな問題ですから、これ以上は言いませんけれども、これはやはり常に重大な課題として年金の問題を処理する行政当局はお考え置きを願わなくてはならないと思ひます。

いま大蔵省からも来られるようですから、それまでもう少しこの年金制度全体の問題について伺いたいわけでありすが、国庫負担を一応引き上げていくという、そういうような方向を修正の中に取り入れるとか、そういう話し合いもあるわけでありすが、しかし、これはさらに一〇%から一五%あるいは二〇%、三〇%というふうな引き上げることによつて働く人たちの負担を低くする、こういうふうな措置が今後大切だと思ひますが、このしの措置はことしの措置として、將來もつと国庫負担の率を高めていくという方向に向いていて、いまその段階にあるんだというふうな理解してよろしいものですか。つまり、今後ともこれを引き上げていくというお考えを政府はお持ちなんですか。

○佐久間政府委員 政府全体として今後さらに引き上げていくかどうかというところにつきましては、まだしかとした方針を定めておるわけではございせんが、ただ今閣議決定の公務員共済組合についてどうしてとらえております措置は、御指摘のようになるべく組合員の負担を減じていき、公費の負担を増していかうという考え方の一つのあらわれであるわけでございます。

○安井委員 これも将来に向けての問題であります、そのあらわれであることしのような措置をさらに一そう高めていく、こういう御努力をしていただかなければならぬと思ひます。

それから、ごく短期にやめるというふうな場合に、年金が掛け捨てになるという事です。一年以内でも、せめて掛け金分くらいは戻ってくるような仕組みにならぬものか、これもよく出てくるつづきであります、どうでしょう、その点について法案をつくる最初の段階から論議があつた点であります、その後そういうような御検討があらましようか。

○佐久間政府委員 立案の際におきましては、その点検討いたしました、他の共済組合制度にならないうして、このようにいたしておるわけでございます。その後におきまして、その点につきまして特段の検討はいたしておりません。

○安井委員 やはり都合で、ごく短期でやめなくちゃいけないという人も出てくるわけ、そういう人の掛け捨てになつたお金、結局長くとめた人の上に上積みになつていくのだから、おだではないではないかと、言われるかも知れませんが、しかし、現実にはやはり短期でやめなくてはならないような人には不平が残るわけ、また、同じ人間のことですから、いづれも、立法過程においては、これはやはり常に問題にしなければならぬ点だと思ひますが、まあその点、それから退職一時金ももう少し増額すべきではないかという点もございす。これはお互いに関連をしておる点であらうと思ひますが、どうか、退職一時金についての何か御検討

はありませんか。

○佐久間政府委員 地方公務員共済組合ができましたときには、御承知のように退職手当を相当大幅に増額をいたしたわけでございす。退職一時金につきましてはそれほど増額はいたしませんでしたが、当時いろいろ検討いたしました際に、退職一時金の改善よりも、退職手当を改善したほうがいいんじゃないかという事で、退職手当を改善したたわけでありすが、この点は、今後の問題としてさらに検討してまいりたいと思ひます。

○安井委員 退職手当は退職手当で、それから年金の問題は年金の場合で、これは一応別だと思ひます。退職手当のほうは当然これは地方公務員の場合ですと、地方公共団体自身が負担すべきものだし、こちらのほうは、これは職員自身の負担があるわけ、そういう負担の上に成り立つておる仕組みとして、やはり退職一時金の増額というふうな要求も当然のことではないかというふうな感じを受けます。この点もあとの検討事項として残しておきたいと思ひますが、早くやめる人のことばかり私は申し上げてまいりました、年金をずつともらつておる人の場合において、年金の給付、これはもう退職をしたあとのささやかな所得であるわけですが、これからのやはり遠慮なく税金が取られる。こういう仕組みについてももう少し考える余地はないのかというふうな意見もあるわけでありすが、どうでしょうか、何かそういう点について検討なさつたことはありませんか。

○佐久間政府委員 税金の關係は、直接担当いたしておりますのでよくわからなないのでございすが、直接私どもの仕事と關係をいたしまして、ただいまの点を最近におきましてあらためて検討いたしましたことはございせん。

○安井委員 まあ、行政局長から、それ税金はこの次からはまけますというふうな御答弁が出るとは私は考えておりませんが、しかし、こういう制度の全体の問題としてやはり問題点だけあつておくのは、決して悪いことではないし、そうしてまたこれからいろいろ御検討を願う場合に、ぜひそういうふうな素朴な意見がたくさんあるということだけは含んでおいていただきたいと思ひます。

次に、運営の問題についてちょっと伺つておきたいわけでありすが、これも先ほどの資料をいただきました、大体現在の運営の仕組みのあり方についてわかつたような気がいたします。そこでこれから新しくできる団体共済の問題につきまして、理事長、理事、監事、それから組合会ですか、運営審議会、そういうふうな仕組みについての政府のお考え方を一応お聞かせ願ひたいと思ひます。

○佐久間政府委員 この運営の組織につきましては、地方公務員共済組合で現在とつております方式に準じてかような方式を採用することにいたしましたわけでございます。

○安井委員 理事長はどういう人が来るわけですか。

○佐久間政府委員 法律におきましては格別要件を定めておりませんし、ただいまのところまだ法律も成立いたしておりませんので、具体的に人選につきましては相談をいたしたこともございせんが、この制度の運営につきまし

て、適任と思われまふ方を今度物色するようになつたと思ひます。

○安井委員 自治省出身の人をあてるという考え方をもちたいのですか、どうですか。

○佐久間政府委員 自治省出身の人を充てるか充てないかというふうなこともまだ相談をいたしております。

○安井委員 よくいままでこういったような団体ができる場合には、何か最初から今度つくつた組織の理事長にだれそれをもつていくんだ、こういうような予定を立てて措置されるという例が多いわけ、多いと言つたら諸弊があるかも知れませんが、そういう場合が決して少なくありません。多いも少なくないも同じことかも知れませんが、そういうことです。大臣、どうでしょう。

○赤澤國務大臣 まだ何も予定しておらぬのでございす。

○安井委員 理事については、これはやはり關係の各団体から入つてもらわなくてはならない、そういうことになつてはならないかと思ひますが、何人くらいにして、どういふふうに予定を立てておられますか。

○佐久間政府委員 理事は五人以内と法律案にございすので、五人以内の理事を選任するつもりではございす、ただこの共済組合は組合員数も少のうございすし、さしあつてそれほどの大きな組織を持つ必要もございせんので、私たいたいまの考えでは五人以内でございすが、五人の満度まで任命をする必要は当初ないのではないかと思ひます。

それから理事を選任いたします範囲

につきましては、先生のおっしゃいますように、この関係の団体の中から公正に選任をするという態度で進みたいと思います。

○安井委員 この団体の中にも大きい団体と小さい団体といういろいろあるわけですね。そういうふうな点もこの理事構成中に当然考えなくてはならないし、それからまた、監事をも含めて、現実に掛ける金を納めていく一般の組合員の人数から、必ず一般職員の人から理事とか監事というふうな中に入れないかならないかではないか。そういうふうな点も思うのですが、その点はどういうふうにお考えですか。

○佐久間政府委員 理事、監事の役員につきましては、御意見のとおり、関係団体の関係者から主として選任するようにすることがよろうと考へております。関係団体におきましては組合員数の多いところ、少ないところございいますから、それは組合員数の多寡に応じて公平に考へていくべきであらうと考へております。

なおその場合に、関係者の中で組合員から選びますが、あるいは関係者の役員等から選びますが、その点につきましては、理事、監事につきましては必ずしも組合員から選ばなければならぬというふうには考へておりません。役員をも含めては関係者の中から適当な人を選任したい、組合員の意思を運営に反映いたしますためには運営審議会があるわけでございますので、この運営審議会は組合員から必ず入れるということに法律も明記いたしております、そのような点から役員の選任と運営審議会の選任と全体を含めまして、できるだけ関係団体の意

思が公平に運営に反映できるように配慮してまいりたいと思っております。

○安井委員 さつき行政局長の御答弁では、地方職員共済組合とか、ほかの組織にならって役員構成もしたいというふうな一番初めにお話があったわけでありまして、現実のこの構成はこの表で見ましても、地方職員共済組合の場合は、理事長は学識経験者で常勤一人、理事の三人のうち一人は県の部長で、それから県の課長と自治労役員、監事は学識経験者が一人常勤で、それから県の職員が一人に自治労の役員が一人、こういうふうな仕組みで、必ず職員側の代表を加えておられるわけですね。私は今度この共済団体の関係については、おそらくこれは労働組合は多くの場合ないのではないかと考へます。それだけに一般職員の諸君の権利というふうなものが労働組合を持っておるところに比べれば守られ方が薄いのではないかと考へることが心配されます。もちろん現実にはそれがどうなっておるかというところは私は知りませんが、組合の組織もないところから見れば、そういうふうな印象はぬぐうわけにはいかないわけですね。そういうことからいっても、やはりいまの役員構成の中に一般職員の代表というか、そういうような人をお入れになつておくことのほうが、組合員の大衆的な権利擁護という方向に役立つのではないかと、こういうふうな思ふわけでありまして、どうでしょう。

○佐久間政府委員 御趣旨の点はよく含みまして検討いたしたいと思ひます。

○安井委員 大蔵省はお見えになるのにおそいようでありますから、それではもう少しほかの問題を取り上げてみたいと思ひますが、今度の改正で、外国特殊機関に勤務中の職員の期間をも通算をするという、そういうふうな仕組みがとられるわけでありまして、こういうことになりましたと、旧樺太とか台湾や朝鮮等の外地の地方公共団体に職員として在職をしていたという人たちにについても、特例措置を講じてあげなければ均衡がとれないのではないかと考へます。この点につきましては、参議院段階の附帯決議の中にも含まれておるわけでございますが、この際自治省の御見解を承つておきたいと思ひます。

○佐久間政府委員 樺太、朝鮮、台湾の地方公共団体に勤務をいたしました者につきましての措置につきましては、私も前向きで検討をいたしてまいっております。現在のところ、法律の解釈、運用によりまして、御趣旨のとおり扱いができるのではなからうかと思つております。

○安井委員 不均衡をなくすというために、当面は運用の問題でいろいろ御処理を願つてもいいが、しかしそれを越えるような問題も出てくる場合もあるのではないかと考へるのですが、そういうような場合にはやはり立法措置とかそういうようなことも考へになる必要があるのではないかと考へます。その点をぜひ御考慮願ひたいと思ひます。

その場合の原資の問題がありますね、古い期日でありますから、御処理をされる場合においてそういう問題も出てくると思ふわけでありまして、その点のいいかげんがどうか。

○佐久間政府委員 そういう職員に対する措置を講じます場合に、かつて勤務をいたしまして、現在地方公務員である者を対象として考へてまいりたいと思つておるわけでございます。したがういまして、この制度ができました以降のものにつきましては、本人の掛け金と地方公共団体の負担で処理をしてまいらるわけでございますが、過去の分につきましては、いわゆる追加費用の問題の一つとして処理をしてまいりたいと思つております。

○安井委員 一般的な問題であります。退職一時金と通算年金との選択制を認めるというふうな方向はどうか、こういうふうな意見もありますが、どうですか。

○佐久間政府委員 ただいまの制度におきまして、いずれか選択できるような措置をいたしております。

○安井委員 現在の仕組みで別に問題はないのですか、それで十分でしょうか。

○佐久間政府委員 別段支障はないように思ひます。

○安井委員 その点、私も実情はよくわからぬのですけれども、そういう声を聞くものですから、その点も具体的な問題点が出ましたら、さらに問題提起をいたすことにいたしたいと思ひます。

それから短期給付の問題につきましても、給付内容の大幅改善の要求というものは、これは相変わらず非常に強いわけでありまして、育児手当の増額だとか、埋葬料や、傷病手当金や、労災見舞金や配偶者出産費、初診料、こういうふうな問題に対する改善要求の声もきわめて強いわけでありまして、どう

うでしょうか。短期給付の問題については、今回あまりお触れになつておらないようですが、もっと検討の余地はないか、特に検討するとすれば、こういう点に問題があるのではないかと、そういうふうな点につきまして、お考えがありましたら、ひとつお聞かせ願ひたいと思ふのです。

○佐久間政府委員 短期給付の改善につきましては、御指摘のように前々からいろいろ問題があるわけでございますが、逐次改善はいたしてまいっておりますが、なお今後検討はいたしてまいりたいと思つております。

現在問題になつておりますのは、医療費増高に対する問題であります。これらの点は他の共済組合との扱い関係につきましては、地方公務員共済制度審議会もございいますので、そこでいろいろと検討を重ねておるような状況でございます。

○安井委員 現在、特に取り上げている問題というのはないのですか。

○佐久間政府委員 当面期限をきめまして、それまでに結論を出そうということと検討をいたしておりますものはございません。

○安井委員 いまの短期給付の問題につきましては、これは今回ではなしに、次の段階の問題として検討になつていく点だと思ふのでありますが、やはり現在の制度ができた段階といまとは、年次のズレがあつて、しかもその間における物価の値上がり、そういうようなものが実に激しいわけですね。一番激しい時期に当たつてきたと言つても差しつかえないわけですね。ですから、そういうふうな点でこの短期給付

の問題点についてはほかの年金その他の仕組と関係があると思ひますけれども、真剣な検討を望んでおきたいと思ひます。

○森田委員長 大蔵省から平井給与課長がお見えになりましたから。

○安井委員 いま大蔵省から参りましたので、先ほど来労働金庫に対するこの共済金の運用の問題についてお尋ねをしていただいておりますが、自治省の御答弁ではどうも私も納得ができません。ですから、特に大蔵省から御説明を願ひたいと思ひておいでをいただいたわけでありまして、この労働預託の問題についての大蔵省の御見解をこの機会にお聞かせいただきたいと思ひます。

○平井(通)政府委員 現在金融機関への預託は二通りございまして、一つは当座の資金の支払い財源として留保しておくものでございまして、一つはある程度長期的な運用をいたしまして組合員の有利になるように利殖をするという形のものでございまして。

そこでその前提をいたしまして、基本的に共済組合の資金の運用の方針からお話し申し上げる必要があるのではないかと申すのでございまして、御承知のように国家公務員共済組合と地方公務員共済組合とは若干性質を異にいたしておりますが、そのいずれをとりましたとしても、まず組合員の福祉運用という立場から組合員のための貸し付けに使われる資金、これにある程度の力を入れておいて、国家公務員の場合でございまして二五%程度をこれに充てようということになっております。それからさらに不動産または組合の行なう事業のうち不動産の取得を目

的とする貸し付け金に百分の二十を充てる。これは御承知のように宿泊所であるとか、保養所であるとか、その他組合員の利用に供する施設を目的として運用されるわけでありまして。その残りのうちで、国家公務員共済組合の場合でございまして、資金運用部に毎年度の増加積み立て金の三分の一を運用する、こういうふうなことになるわけでございます。さらにその残りの部分は、いづれ当座の支払い資金なりあるいは共済組合としてできるだけ有利に運用していく、こういう性格のものになるわけでございますが、そこで先ほど申し上げた当座の資金の支払いに充てる財源としては百分の五というものを限度として設けておいて、その他資金運用部の預託等を除きますと制度的には百分の十七程度のものが長期的な預金等に充てられる体制になっておるわけでございます。ただこの現実の姿から申しますと、公務員のための貸し付けというものはさらに力を入れる必要があるという観点からいたしまして、先ほど申し上げました百分の二十五という限度は当分の間百分の三十まで上げられるということにいたしまして、そういう面での運用に力を入れていくわけでございます。その過程におきまして、百分の五十から三十三を引きまして百分の十七というような預金等は、その限度において引き下げるという形で運用をいたしておるわけでございます。このような経過をござらんになるとおわかりになると思ひますが、組合員への貸し付けというもののについては現在かなり限度を越えて、靜態的に見て妥当と考えられる限

度を越えて運用する道を直接開いておりまして、残りももう少し金利の面において組合員のために有利に運用にかせざるを得ないという観点で、銀行預金等が行なわれておるわけでございます。そこで、そういうものについては率直に申しまして、組合員に貸し付け等は大体予定運用利率と大差ない程度で行なわれておりますし、それ自体としてはほとんど利益を生み出さないという形でございます。また不動産投資につきましてもやはり利益を上げるという目的ではなくして、せいぜいペイすればいいという観点で運用されておるわけでございます。そういうものも補充する意味において、わずかに残された十数%のものについてはできるだけ有利かつ確実という観点で運用すべきである、こういうことになっておるわけでございます。

そこでまあ有利かつ確実な運用の先というのは何かということになりますと、現実の問題をいたしましてはやはり長期の預貯金ということになるわけでございます。かつそれがまた国民一般の見地から見まして広く認められておる程度のものであるという考え方で運用されていくわけでございます。そして、そういう観点からいたしまして、現実の運用は、實際問題としては貸付信託であるとか、そういうもののに主として運用されていくようでございます。そういう観点からいたしまして、一般の金融機関の中で、特に銀行とかあるいは郵便貯金といったところに限られてくるものやむを得ないことではないかというふうに考えているわけでございます。逆に申しますならば、労働金庫等の、まあ特殊な金融機

関については、通常必要とせられる程度の支払いの資金だけを預託する、こういう考え方がなっているわけでございます。

○安井委員 私は長期資金の運用に關しまして、預託を労働金庫にも当然していいのではないかと申す意味で申し上げておるわけですが、いまの政令等のチェックによつて、労働金庫の長期資金の預託はできないということですね。

○平井(通)政府委員 政令では直接ございませぬが、施行規則の第十二条の第二項で、短期の場合につきましては「同項に規定する金融機関への短期の預金又は郵便貯金」同項といひますのは労働金庫等も含まれております。その他の資金――当座の資金でない長期的な余裕金につきましては、長期の銀行預金または郵便貯金ということで、はっきりした規定をいたしております。

○安井委員 つまり労働金庫への道がふさがれているわけですね。これはなぜなんですか、その理由は。

○平井(通)政府委員 先ほど来私ども延々と述べてまいりましたように、基本的に申すならばこういう長期の預貯金というものは一般組合員のための福祉運用のものでございませぬので、共済組合としてできるだけ有利かつ確実という見地において財源を確保する、そういう見地の金融機関を目標として設けられた規定でございまして、労働金庫が有利な権限でないのかとおっしゃるかもしれませんが、これは国民的な一般的な常識に基づいてこの程度に限ったというふうに理解をいたします。

○安井委員 私はこの預託といひますか、資金運用部預託といひますのは資金運用という見地から出てきておるわけですね。資金運用部全体の資金の運用を、職員に利益になるようにあやしていくんだ、有利に進めていくんだ、こういう見地を進められておるという点は、先ほど申す御説明がありましたのでよくわかります。しかし労働金庫への預託がそんなに有利じゃないのかということですね。どうしてそういうふうな御判断が出てくるわけですか。労働金庫に貸したもう戻らないとか、普通銀行のほうはごく有利だけれども労働金庫のほうは安いのか、その理由を私は伺っているわけですね。

○平井(通)政府委員 まあ現在の法律の規定からいいますと、入っておりますのは相互銀行、信用金庫等と同じように除外されておるわけでございます。その範圍においては單に有利であるという議論ではなくて、やはり国民的な見地から見ても常識的にこれらの金融機関を除外したのである、その一環として労働金庫等も除外されるべきだというふうに理解しているわけでございます。

○安井委員 私は、この資金の性格上労働金庫に預託するといひますのは一石二鳥じゃないかと思ひます。運用という面ではもちろん他の機関に比べてそう不利な条件は出てこないと思ひます。また労働金庫によつてのその資金の使われ方も、大体においてこの資金源はみんな、全額とは言ひませぬけれども、いづれかの労働組合に所属している人たちであるわけですね。みんなの身金が入っているわけですから、そういうような金によつてできておる資金

○森田委員長 他に管見はありませんか。――なければ本案についての質疑はこれにて終了しました。

○森田委員長 ただいま委員長の手元に渡海元三郎君、安井吉典君及び栗山礼行君から地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する修正案が提出されております。

地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する修正

地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち第五十一條の改正に關する部分の次に次のように加える

第百十三條第二項第二号中「百分の四十五」を「百分の四十二・五」に、「百分の五十五」を「百分の五十七・五」に改める。

第一条のうち第二百二條の改正規定の表中

第七十八條第二項	百分の七十
第八十條第二項	
第九十三條第二項	
百分の六十	を削る。
第一条のうち第二百三條第三項第一号の改正規定中「百分の四十五」を「百分の四十二・五」に、「百分の五十五」を「百分の五十七・五」と改める。	

第一條の二、第四條第四項、

万円」に改める。

第二條のうち第百四十三條の四第一項の改正規定中「百分の六十」を「百分の七十」に改める。

附則第一條に次の一項を加える。

2 改正後の地方公務員等共済組合法(以下「改正後の法」という。)第百十三條第二項第二号(改正後の法第百四十條第四項(改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第百二十五條第五項で準用する場合、同法第百二十七條第四項で準用する第百二十五條第五項で更に準用する場合及び同法第百二十八條第二項で準用する第百二十五條第五項で更に準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。の規定は、施行日の属する月分以後の掛金及び負担金について適用し、施行日の属する月前の月分の掛金及び負担金については、なお、従前の例による。

附則第二條第二項中「改正後の地方公務員等共済組合法(以下「改正後の法」という。)」を「改正後の法」に改める。

本修正の結果必要とする経費
本修正の結果必要とする経費は、初年度において約一億三千二百万円、平年度において約二億六千四百万円の見込である。

○森田委員長 修正案の趣旨説明を求めます。渡海元三郎君。

○渡海委員 ただいま議題となりました地方公務員共済組合法等の一部を改

正する法律案に対する自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党共同提案にかかる修正案につきまして、私から提案理由の説明を申し上げます。

修正案の案文は、お手元に配付しておりますので、朗読は省略させていただきます。

本案につきましては、今日まで慎重に審査を重ねてまいりましたが、別途、今国会に提案されております国家公務員共済組合法改正案、厚生年金保険法改正案並びに農林漁業団体職員共済組合法改正案等の内容に鑑み、公務員の共済制度と他の各種共済制度との負担の均衡をはかる必要があること、及びこれと関連して地方団体関係団体職員共済組合の給付内容につきましてもその改善をはかる必要があると認めましたので、ここにこの修正を行なうこととした次第であります。次に、修正の内容について申し上げます。

修正の第一点は、地方公務員共済組合の長期給付に要する費用の負担割合につきましても、国家公務員の年金制度との均衡をはかるため、地方公共団体百分の五十七・五、組合員百分の四十二・五としたことであります。

第二点は、団体共済組合の給付に要する費用の負担割合につきましても、地方公務員共済組合の取り扱いに準じて、団体等百分の五十七・五、団体共済組合員百分の四十二・五としたことであります。

したことであります。

第四点は、団体共済組合の掛け金の標準となる給付の額につきましても、第三点と同様の理由で地方公務員等との均衡をはかるため、十一万円をこえる者の給付は十一万円とみなすものとしたことであります。

以上が修正案の趣旨及び提案理由の概要であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いする次第であります。

○森田委員長 以上で修正案の趣旨説明は終わりました。

この際、本修正案について国会法第五十七條の三の規定によりまして本修正案に対する内閣の意見を聴取いたしました。金子自治政務次官。

○金子政務委員 ただいま御説明がございました修正部分につきましては、十分修正の趣旨を尊重いたすことといたします。

○森田委員長 これより地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案を一括して討論に付するものでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

まず、渡海元三郎君外二名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○森田委員長 起立総員。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○森田委員長 起立総員。よって、地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律案は修正議決すべきものと決しました。

○森田委員長 この際、中島茂喜君、安井吉典君及び栗山礼行君から本案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりますので、本動議を議題とし、その趣旨説明を求めます。安井吉典君。

○安井委員 私は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党を代表して、地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨説明を行ないたいと思います。

まず、附帯決議の案文を朗読いたします。

地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、本法の施行にあたり特に左記事項に検討を加え、すみやかにこれが実現をはかるべきである。

一、団体職員共済組合員期間と公務員共済組合員期間とを相互に通算できるよう検討すること。

二、団体職員共済組合の資金の運用にあつては、その自主性を尊重し、組合員の福祉の向上および地方公共団体の行政目的の実現に資するよう積極的にこれを活用すること。

三、地方公務員共済組合法の施行前において、都市健康保険組合の職

員であつた者で、当該地方公共団体の職員となつた者の共済条例の適用を受けていた期間の通算について、救済措置を講ずるよう考慮すること。

四、団体共済の適用者で共済条例の組合員であつた者については、その共済条例の組合員期間について完全な通算措置を講ずるよう考慮すること。

五、旧樺太、朝鮮、台湾等外地の地方公共団体に職員として在職した期間を、地方公務員共済組合の組合員期間に通算することができるよう考慮すること。

右決議する。

以上が案文であります。

次に、提案の趣旨を御説明いたします。

第一は、本制度のもとにおきましては、団体共済組合と公務員共済組合との間に組合員期間の通算措置を行なわないこととしておりますが、地方団体関係団体の性格上、人事交流も行なわれており、かつ、関係団体に有為の人材を得る上からも通算措置を講ずる必要があると認め、団体共済組合と公務員共済組合とは相互に通算することができるよう検討すべきものとするのであります。

第二は、本制度においては、福祉事業を行なわないうたてまゝとなつておりますが、団体職員共済組合の資金の運用にあたりまして、何らかの形で組合員の福祉の向上につとめることはもちろん、地方公共団体の行政目的の実現にも役立つようこれを積極的に活用すべきであるとするのであります。

第三は、地方公務員共済組合法の施行前において、都市健康保険組合の職員であった者で、当該地方公共団体の職員となつた者の共済条例の適用を受けていた期間の通算につきましては、旧市町村職員共済組合の組合職員の取り扱いとの均衡上、救済措置を講ずるよう考慮すべきであるとするのであります。

第四は、団体共済組合の組合員で共済条例の適用を受けた者については、団体の職員で旧市町村職員共済組合法の適用を受けていた者との取り扱いの均衡上、その共済条例の組合員期間について、完全な通算措置を講ずべきであるとするのであります。

第五は、旧樺太、朝鮮、台湾等外地の地方公共団体に職員として在職した期間は、現在、地方公務員共済組合の組合員期間に通算されないこととなつておりますが、恩給制度の改正に伴い、外国特殊法人と外国特殊機関の職員期間を公務員期間に通算することとしておりますので、その取り扱いとの均衡上、旧樺太等外地の地方公共団体に職員として在職した期間を地方公務員共済組合の組合員期間に通算すべきものとするのであります。

以上が本決議案を提出した理由であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いする次第であります。

○森田委員長 本動議について採決いたします。

本動議のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森田委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は中島茂喜君外二名

提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、政府当局から発言を求められておりますので、これを許します。金子自治政務次官。

○金子政府委員 ただいま議決されました附帯決議の御趣旨を十分尊重いたしますして、善処いたしたいと思ひます。

○森田委員長 おはかりいたします。

ただいま修正議決されました本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任を願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森田委員長 御異議なしと認め、よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○森田委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十分散会

昭和三十九年六月十日印刷

昭和三十九年六月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局